

下野市
都市計画マスタープラン
全体構想(案)

令和〇年〇月

栃木県下野市

目 次

1 都市計画マスタープランの目的と構成	1
1-1 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1-2 計画の基本事項	3
1-3 計画の構成	3
2 まちづくりの課題	5
2-1 下野市の上位計画・関連計画	6
2-2 下野市の現況特性	8
2-3 市民アンケート調査による意向把握	33
2-4 まちづくりの課題	36
3 将来都市像	41
3-1 将来都市像	42
3-2 将来人口の推計	45
3-3 将来都市構造の設定	46
4 全体構想	51
4-1 土地利用の基本方針	52
4-2 交通体系整備の基本方針	57
4-3 居住環境整備の基本方針	61
4-4 自然環境の保全・活用の基本方針	64
4-5 歴史文化遺産・景観等の保全・活用の基本方針	66
4-6 都市防災の基本方針	69
5 地域別構想（次年度検討）	73
5-1 東部（南河内東部）地域	74
5-2 北部（石橋）地域	74
5-3 中部（自治医大）地域	74
5-4 南部（国分寺）地域	74
6 実現方策（次年度検討）	75
6-1 ○○の取組	76
6-2 ○○の取組	76
6-3 ○○の取組	76
6-4 分野別の実現方策	76
6-5 計画の推進に向けて	76
資料編	77
資料1 まちづくりに関する上位・関連計画	78
資料2 下野市の現況特性（詳細）	109
資料3 市民アンケート調査結果（一部抜粋）	110

1

都市計画マスタープランの目的と構成

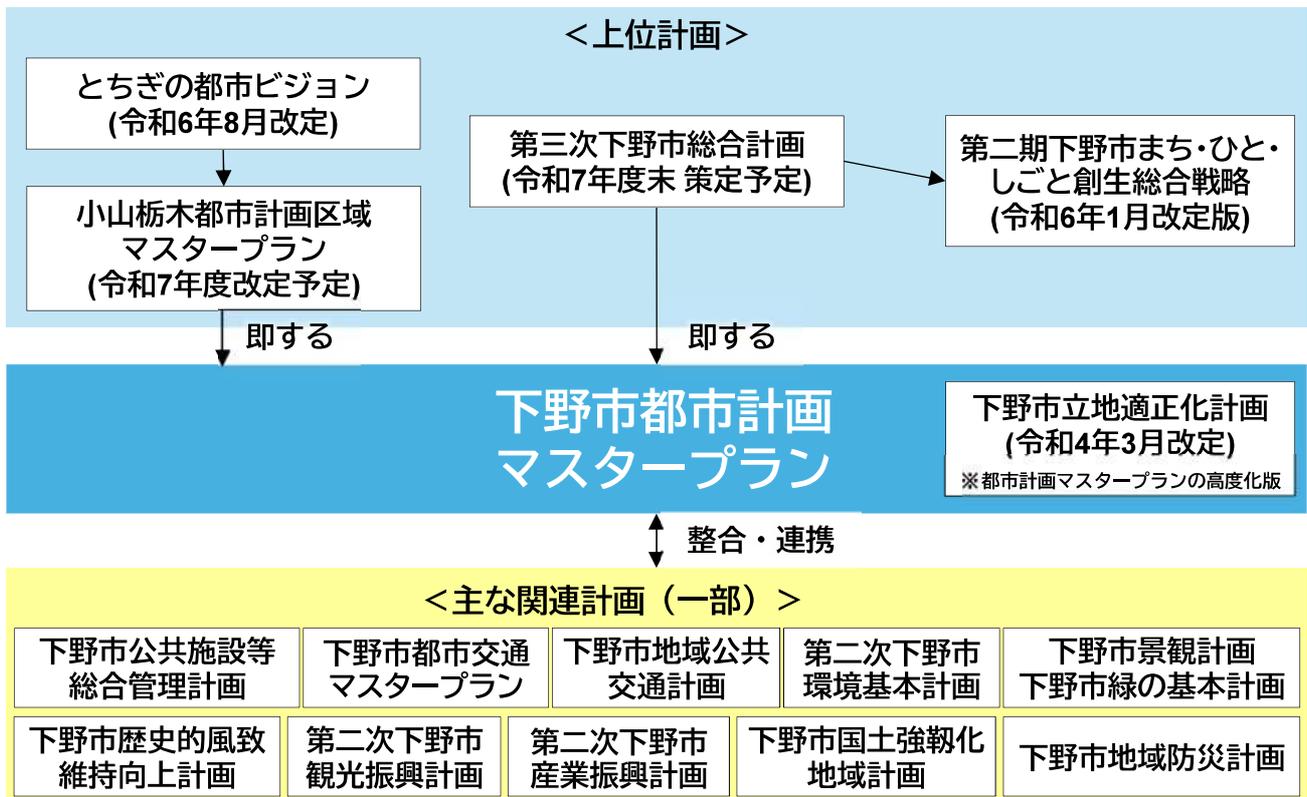
- 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ
- 1-2 計画の基本的事項
- 1-3 計画の構成

1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

「下野市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成 21 年 3 月に策定しました。その後、平成 29 年 3 月に改定を行い、「都市機能・居住が集約したコンパクトなまちづくり」を進めてまいりました。

この間、全国的に人口減少や少子高齢化が進展し、本市においても人口の自然減や高齢化の進展が見られるものの、人口の社会増、世帯増により、横ばいで推移しています。

また、この間に上位計画である「第三次下野市総合計画」の策定、「栃木県都市ビジョン」ならびに「小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「小山栃木都市計画区域マスタープラン」という。）の改定を踏まえ、それらの新たな方針に即して、本マスタープランの見直しを行います。このほか、平成 29 年 3 月の改定後に、「下野市立地適正化計画」をはじめ「下野市地域公共交通計画」、「下野市景観計画」、「下野市緑の基本計画」などの関連計画の策定・改定が行われており、これらの方針や施策との整合や、北関東自動車道 下野スマート IC の整備による交通環境の変化など、本市を取り巻く状況を踏まえながら、本マスタープランを策定します。



1-2 計画の基本事項

<p><対象区域> ⇒ 都市計画区域（行政区域）：7,459.0 ha（市街化区域：1020.4 ha）</p> <p><対象期間> ⇒ 2026(令和8)～2045(令和27)年度</p>

1-3 計画の構成

1 都市計画マスタープランの目的と構成	<p>1-1 都市計画マスタープランの位置づけ</p> <p>1-2 計画の基本事項</p> <p>1-3 計画の構成</p>
2 まちづくりの課題	<p>2-1 下野市の上位計画・関連計画</p> <p>2-2 下野市の現況特性</p> <p>2-3 市民アンケート調査による意向把握</p> <p>2-4 まちづくりの課題</p>
3 将来都市像	<p>3-1 将来都市像</p> <p>3-2 将来人口の推計</p> <p>3-3 将来都市構造の設定</p>
4 全体構想	<p>4-1 土地利用の基本方針</p> <p>4-2 交通体系整備の基本方針</p> <p>4-3 居住環境整備の基本方針</p> <p>4-4 自然環境の保全・活用の基本方針</p> <p>4-5 歴史文化遺産・景観等の保全・活用の基本方針</p> <p>4-6 都市防災の基本方針</p>
5 地域別構想（次年度検討）	<p>5-1 東部（南河内東部）地域</p> <p>5-2 北部（石橋）地域</p> <p>5-3 中部（自治医大）地域</p> <p>5-4 南部（国分寺）地域</p>
6 実現方策（次年度検討）	<p>6-1 ○○の取組</p> <p>6-2 ○○の取組</p> <p>6-3 ○○の取組</p> <p>6-4 分野別の実現方策</p> <p>6-5 計画の推進に向けて</p>

2

まちづくりの課題

- 2-1 下野市の上位計画・関連計画
- 2-2 下野市の現況特性
- 2-3 市民アンケート調査による意向の把握
- 2-4 まちづくりの課題

2-1 下野市の上位計画・関連計画

本市の上位計画・関連計画、栃木県の都市計画に係る上位計画より、都市計画、公共施設、公共交通、産業、歴史・文化、防災等、市民生活に関連した施策等を幅広く収集しました。

表 2-1 対象とした上位計画・関連計画

策定主体	分野	上位・関連計画	連携・整合の考え方
栃木県	都市計画	とちぎの都市ビジョン(令和6年8月改訂版)	まちづくりの目標
栃木県	都市計画	小山栃木都市計画区域マスタープラン	将来都市像・全体構想の基本方針(土地利用、交通体系整備、居住環境整備、自然環境の保全・活用、都市防災)
下野市	都市計画	第二次下野市総合計画後期基本計画(令和3~7年度)	全体構想の基本方針(土地利用、交通体系整備、居住環境整備、自然環境の保全・活用、歴史文化遺産等の保全・活用)
下野市	施策全般	第二期 下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年3月改定版)	実現方策(整合すべき施策)
下野市	都市計画	下野市立地適正化計画	将来都市像、全体構想の基本方針(土地利用、居住環境整備、都市防災)
下野市	公共交通	下野市都市交通マスタープラン	将来都市像、全体構想の基本方針(交通体系整備)
下野市	公共交通	下野市地域公共交通計画	将来都市像、全体構想の基本方針(交通体系整備)
下野市	公共施設	下野市公共施設等総合管理計画	全体構想の基本方針(居住環境整備→公共施設、インフラ施設の方針)
下野市	環境	第二次下野市環境基本計画	全体構想の基本方針(居住環境整備→再生エネ、資源利用、自然共存)
下野市	景観・環境	下野市景観計画 下野市緑の基本計画	全体構想の基本方針(自然環境の保全・活用)
下野市	歴史・文化・観光	下野市歴史的風致維持向上計画 第二次下野市観光振興計画	全体構想の基本方針(歴史文化遺産等の保全・活用)
下野市	産業	第二次下野市産業振興計画	全体構想の基本方針(土地利用)
下野市	防災	下野市国土強靱化地域計画	全体構想の基本方針(都市防災)
下野市	防災	下野市地域防災計画	全体構想の基本方針(都市防災)

(1) 上位計画におけるまちづくりの方向性

上位計画に位置付けられる「とちぎの都市ビジョン」、「小山栃木都市計画区域マスタープラン」、「第二次下野市総合計画」、ならびに関連計画のうち都市計画マスタープランの高度化版である「下野市立地適正化計画」においては、まちづくりの方向性を以下の通り定めています。

- 栃木県の都市ビジョン」(R6.8改訂版)では、目指すべき都市構造を「とちぎのスマート+コンパクトシティ 2.0」とし、5つの基本目標として「集約型の都市づくり」「誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」「災害に強くてしなやかな都市づくり」「環境にやさしい脱炭素型都市づくり」「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」を掲げています。
- 「小山栃木都市計画区域マスタープラン」において、自治医大駅周辺を「広域拠点地区」、石橋駅周辺及び小金井駅周辺を「地域拠点地区」と位置づけています。
- 「第二次下野市総合計画後期基本計画」では、土地利用の方針として「仁良川地区・石橋駅周辺地区の土地区画整理事業」、「総合的かつ計画的な土地利用の推進」等を掲げています。
- 「下野市立地適正化計画」では「3つの市街地が連携するネットワーク型コンパクトシティの形成」という基本方針に基づき、将来都市像として「鉄道駅を中心とした市街地への都市機能集積・高密度な居住誘導」、「鉄道路線を軸とした市街地の連携・都市機能の相互補完」、「生活交通の確保・充実、市全域の移動をネットワークする」と定めています。

2-2 下野市の現況特性

(1) 地勢・自然条件

現況	<ul style="list-style-type: none">○ 下野市は平成 18 年に南河内町、石橋町、国分寺町が合併し誕生しました。○ 東に田川、西に姿川が流れ、高低差の少ない平坦な地形が特徴です。○ 本市の気象状況は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の温暖な気候です。
----	--



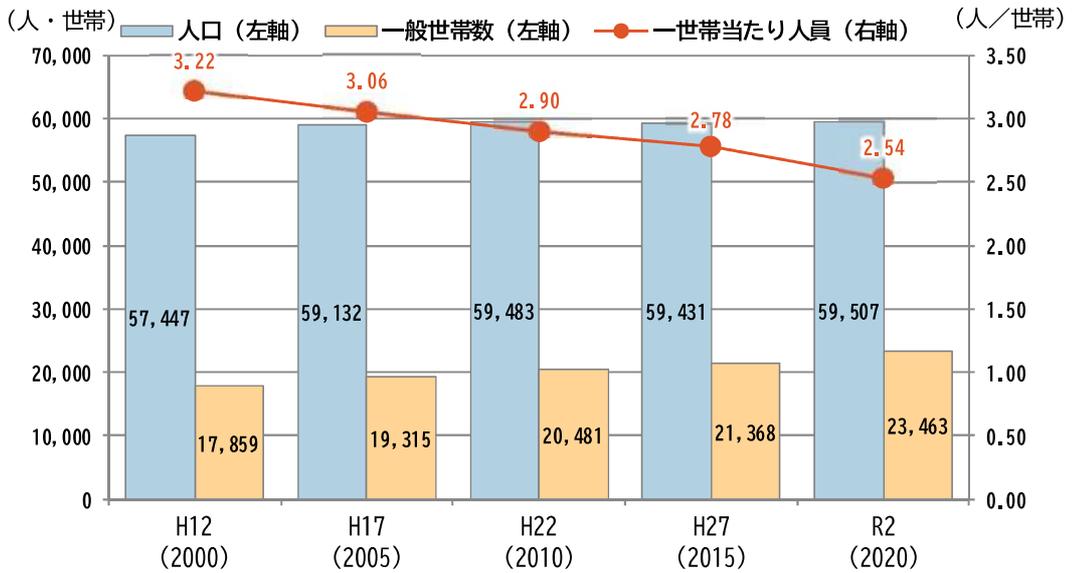
<出典>基盤地図情報 数値標高モデル(国土地理院)
※ 下値標高モデルを加工して作成

図 2-1 地理的概況

(2) 人口

1) 人口・世帯数、一世帯当たり人員

現況	○ 人口は横ばいで推移していますが、核家族や単身世帯の増加に伴い、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります
----	--

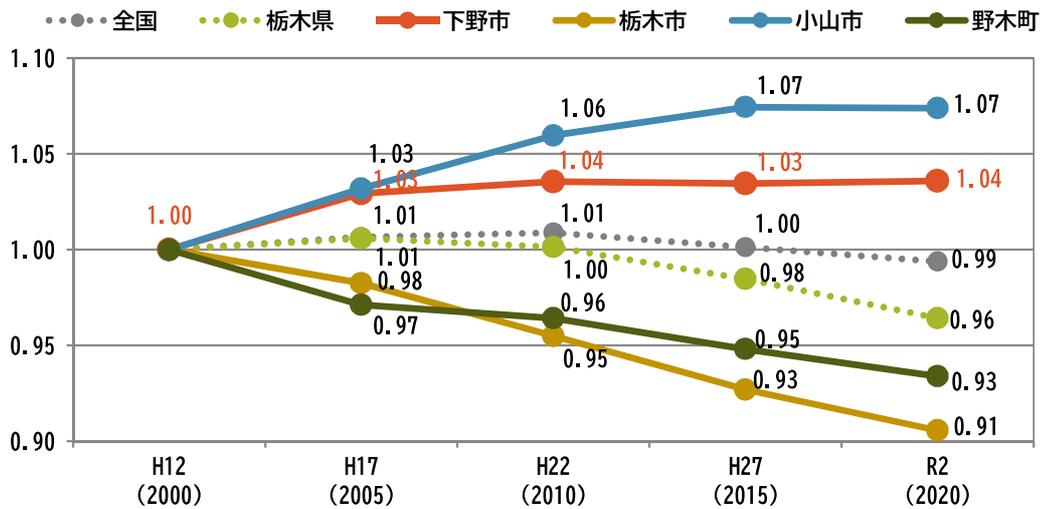


<出典> 国勢調査（総務省統計局） ※ 総人口には年齢不詳を含む

図 2-2 人口・世帯数、一世帯当たり人員の推移

2) 人口増減率

現況	○ 全国及び栃木県では平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で人口は減少傾向にあります。下野市では概ね増加傾向にあります。
----	--

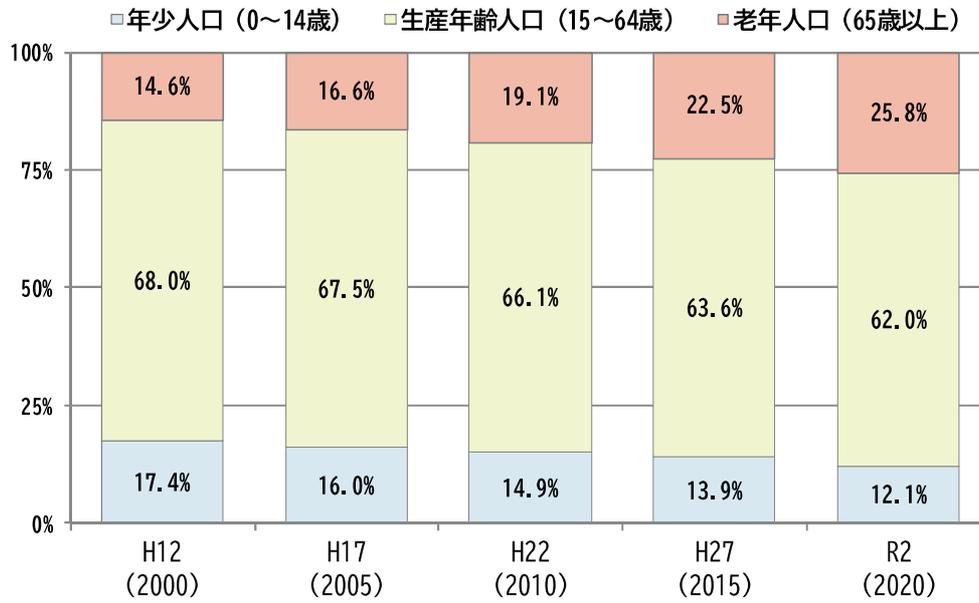


<出典> 国勢調査（総務省統計局）
 ※ 総人口には年齢不詳を含む
 ※ H12 年の総人口を 1.00 とした場合

図 2-3 人口増減率の推移

3) 年齢3区分人口割合

現況	○ 人口は維持している一方で、少子高齢化が進行しています。
----	-------------------------------

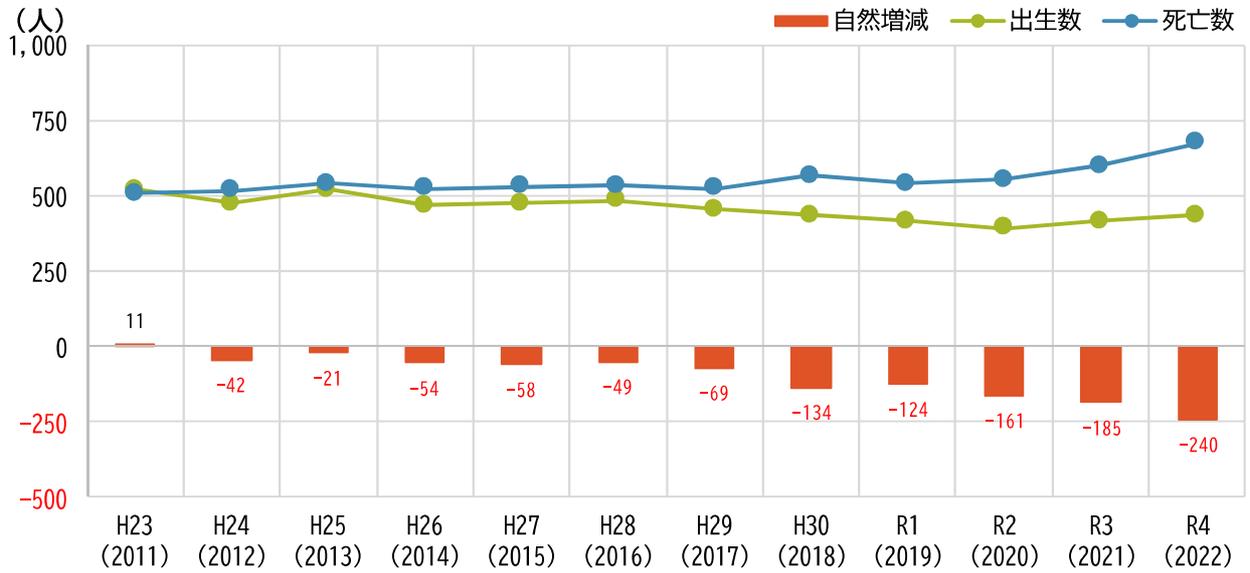


<出典> 国勢調査（総務省統計局） ※ 年齢不詳を除いた総人口を 100%とした割合

図 2-4 年齢3区分人口の推移

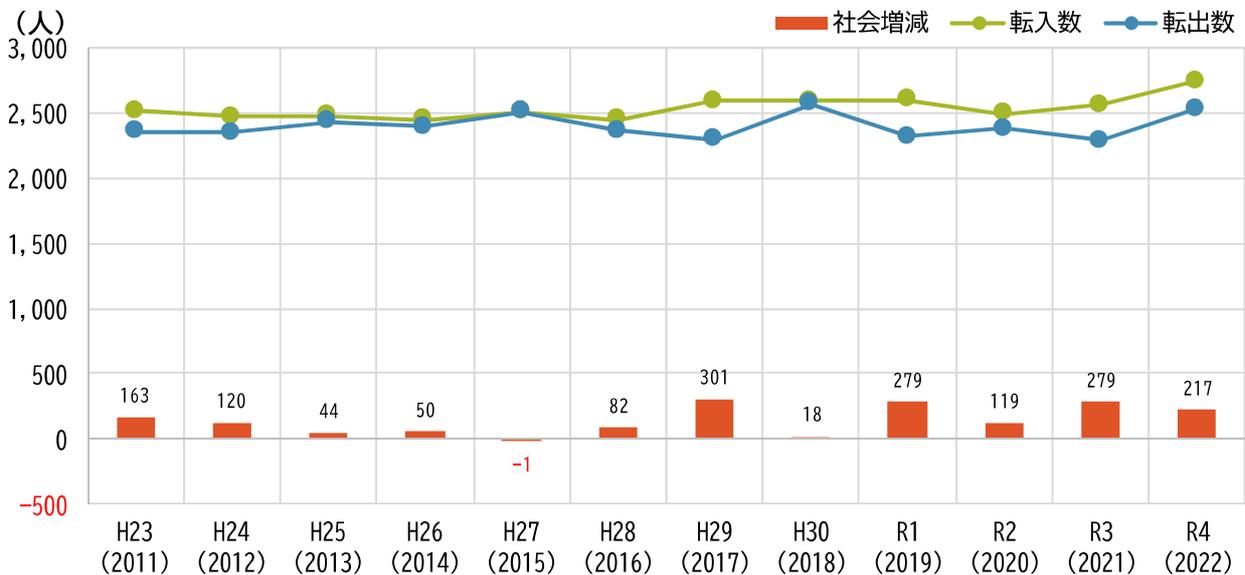
4) 人口動態

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出生数より死亡数が上回る“自然減”であり、年々、減少数が多くなっています。 ○ 一方、社会増減は転入数が転出数を上回る“社会増”となっています。
----	---



＜出典＞国勢調査（総務省統計局）
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省統計局）

図 2-5 自然増減の推移



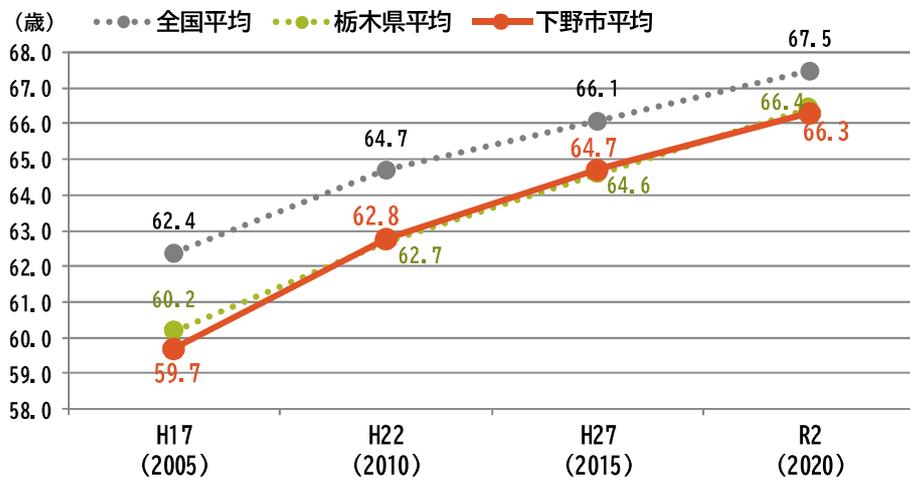
＜出典＞国勢調査（総務省統計局）
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省統計局）

図 2-6 社会増減の推移

(3) 産業

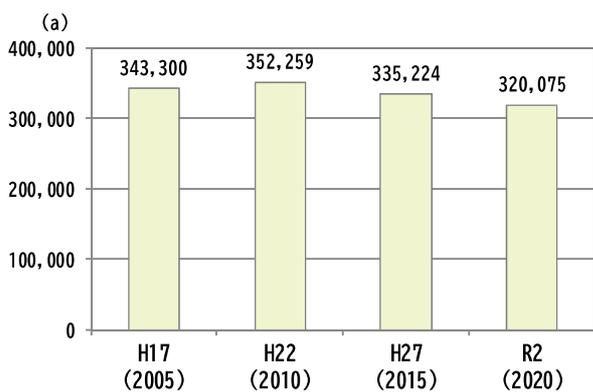
1) 農業

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業産出額は栃木県内で10位であり、県内シェアは4.1%となっています。特に、野菜の算出額は栃木県内で5位であり、県内シェアは7.7%を占めています。 ○ 農業経営者の平均年齢は全国平均よりも低いですが高齢化が進んでおり、令和2年には65歳以上が半数以上となっています。 ○ 市全体の経営耕地面積は減少傾向にありますが、経営体あたりでは増加しています。 ○ また、本市の経営体の経営耕地面積の規模は、全国平均、栃木県平均よりも大きい傾向となっています。
----	---



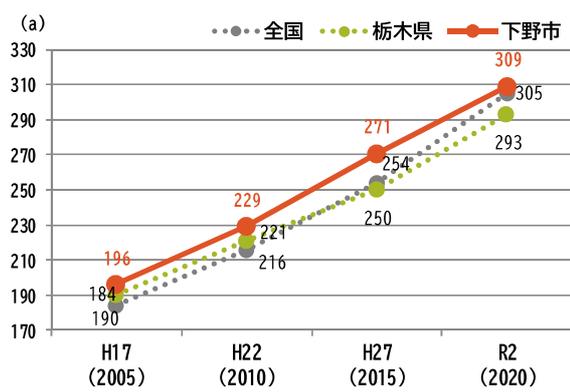
<出典> 農林業センサス (農林水産省)

図 2-7 農業経営者の年齢の推移



<出典> 農林業センサス (農林水産省)

図 2-8 経営耕地面積



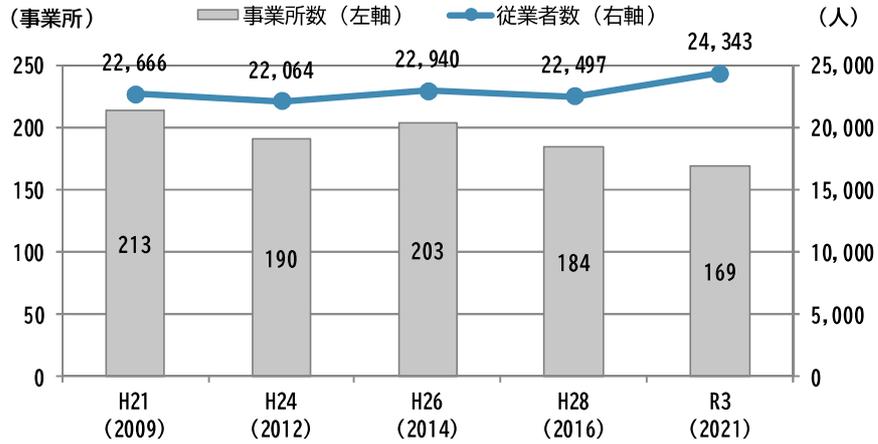
<出典> 農林業センサス (農林水産省)

図 2-9 経営耕地面積 (経営体あたり)

2) 製造業

① 事業所数と従業者数

現況	○ 事業所数は減少傾向ですが、従業者数は横ばいとなっています。
----	---------------------------------

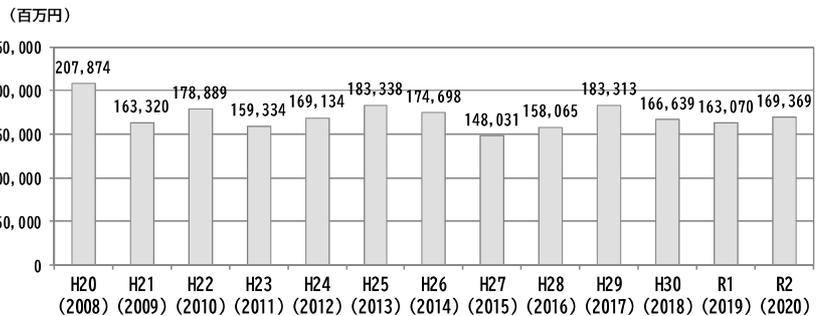


<出典> 経済センサス (総務省・経済産業省)

図 2-10 事業所数と従業者数の推移 (製造業)

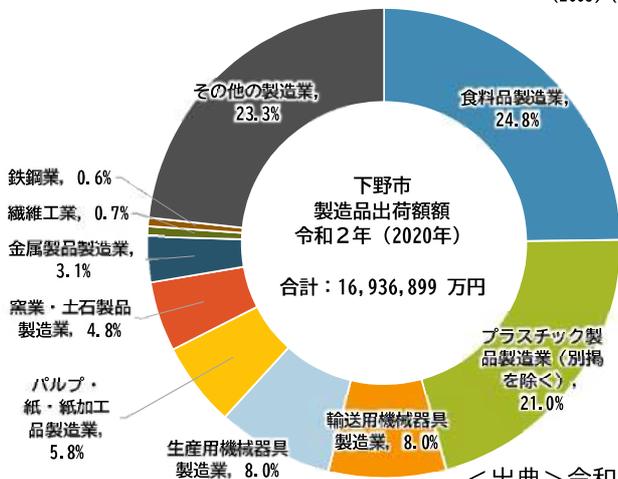
② 製造品出荷額

現況	○ 製造品出荷額は幾分変動していますが、概ね横ばい傾向です。 ○ 業種別では、食品製造業、プラスチック製品製造業の占める割合が高いです。
----	---



<出典> 工業統計調査 (経済産業省)
経済センサス (総務省・経済産業省)

図 2-11 製造品出荷額の推移



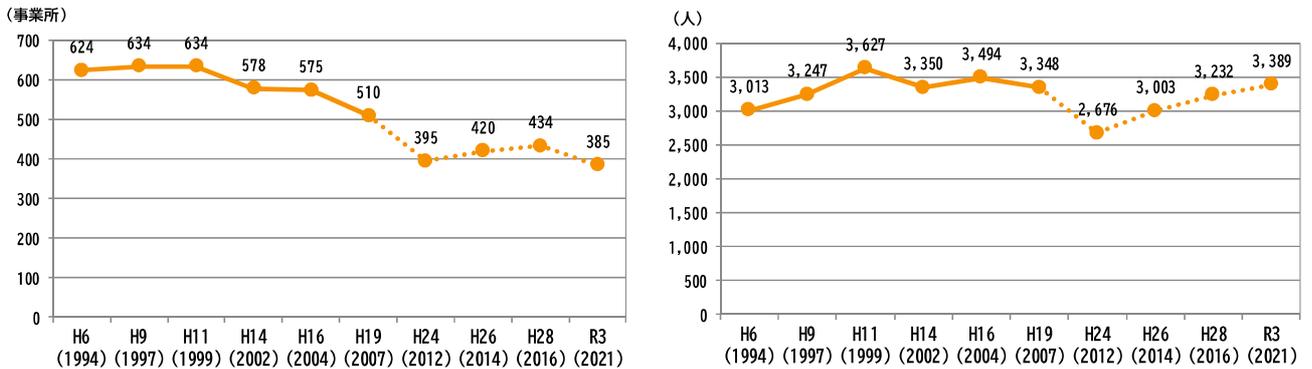
<出典> 令和3年経済センサス (総務省・経済産業省)

図 2-12 業種別製造品出荷額 (令和2年)

3) 商業（小売・卸売業）

① 事業所数と従業者数

現況	○ 事業所数は減少傾向にあります。従業者数は増加傾向となっています。
----	------------------------------------



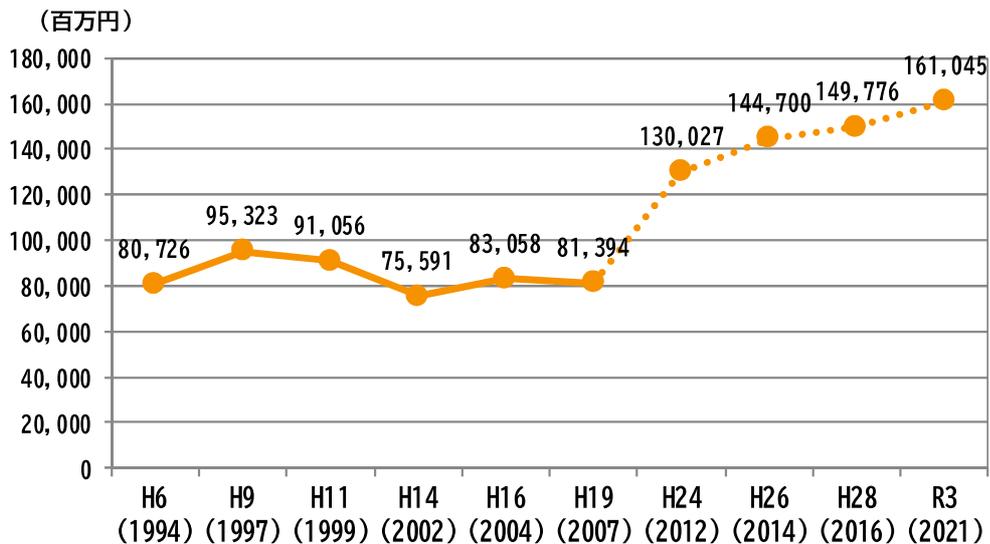
<出典> H6～H19: 商業統計調査 (経済産業省)
H24～R3: 経済センサス (総務省・経済産業省)

※ 商業統計と経済センサスは集計対象範囲の違い等から、単純に調査年間の比較が行えない

図 2-13 事業所数と従業者数の推移 (製造業)

② 年間商品販売額

現況	○ 年間商品販売額は、物価上昇も影響しますが、増加傾向となっています。 ○ 令和3年度を見ると、栃木県内で8位であり、シェア率は3.1%を占めています。
----	---



<出典> H6～H19: 商業統計調査 (経済産業省)
H24～R3: 経済センサス (総務省・経済産業省)

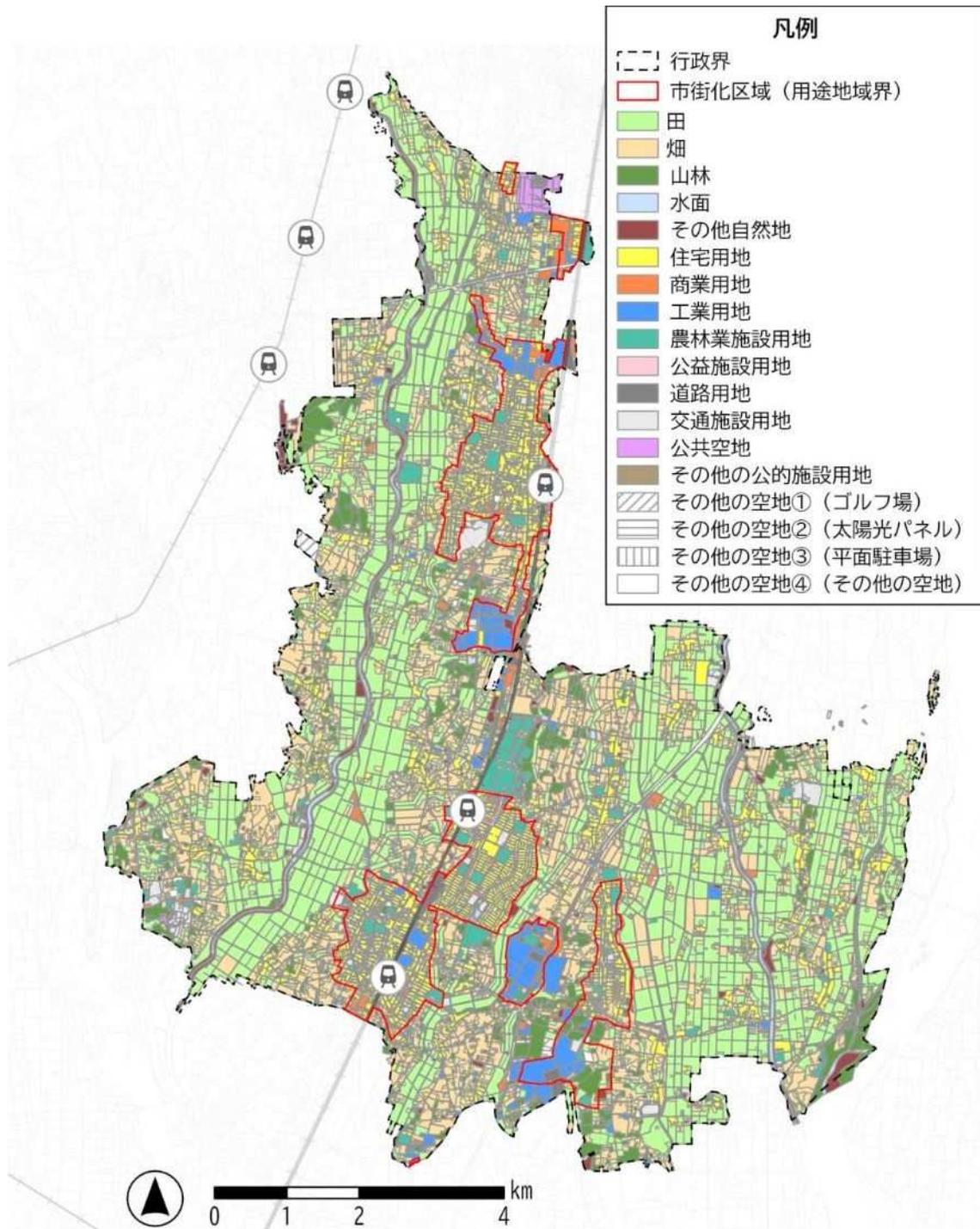
※ 商業統計と経済センサスは集計対象範囲の違い等から、単純に調査年間の比較が行えない

図 2-14 年間商品販売額の推移 (製造業)

(4) 土地利用

1) 土地利用状況

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化区域内では3つの鉄道駅を中心に、住宅や商業地が形成されています。 ○ 市街化区域外では、田畑が広範囲に分布しており、山林はごくわずかです。 ○ 石橋地区の市街化区域の北端および南端、南河内地区の南東部に工業用地が形成されています。
----	--



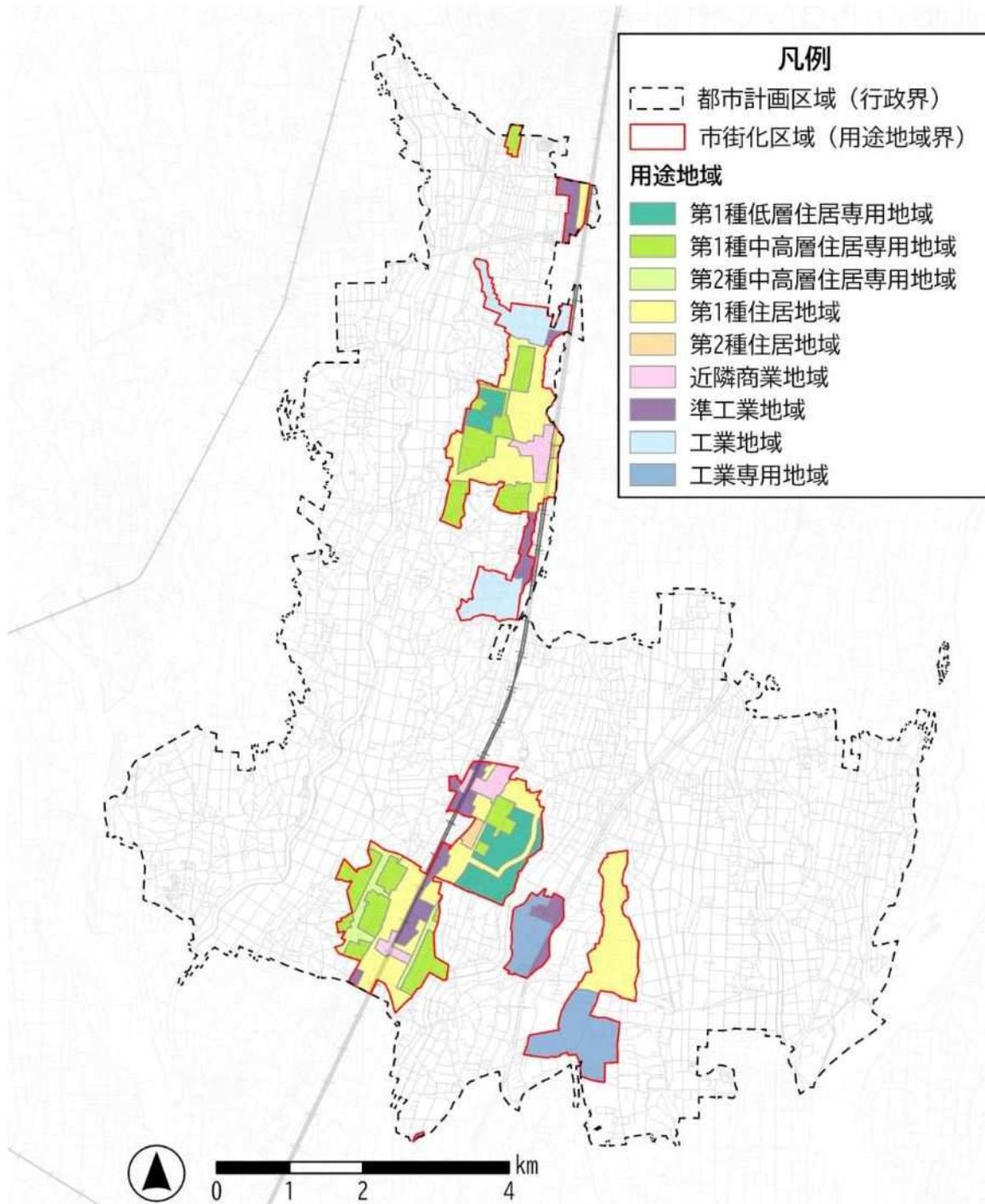
<出典> 令和3年都市計画基礎調査

図 2-15 市内の土地利用状況

(5) 都市計画

1) 都市計画区域と用途地域

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下野市の都市計画区域は、行政区域全域となります。 ○ 下野市の用途地域は、9種類（住居系：5種類・商業系：1種類・工業系：3種類）に区分されています。
-----------	--

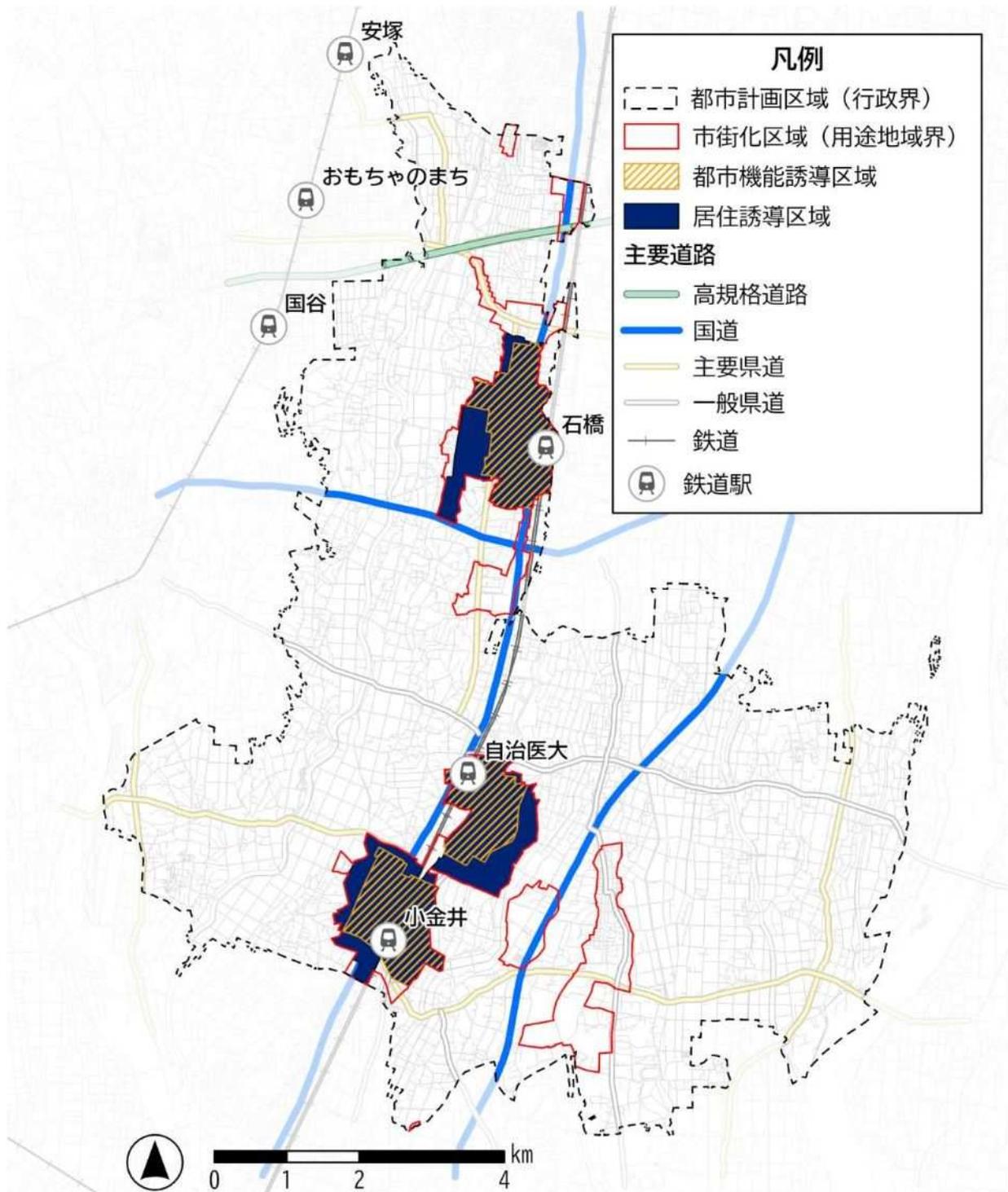


<出典>都市計画決定 GIS データ（国土交通省）

図 2-16 都市計画区域と用途地域

2) 都市機能誘導区域と居住誘導区域

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下野市立地適正化計画により、都市機能誘導区域と居住誘導区域は、市街化区域内の市内3つの駅周辺エリアに設定しています。
----	--



<出典> 下野市立地適正化計画

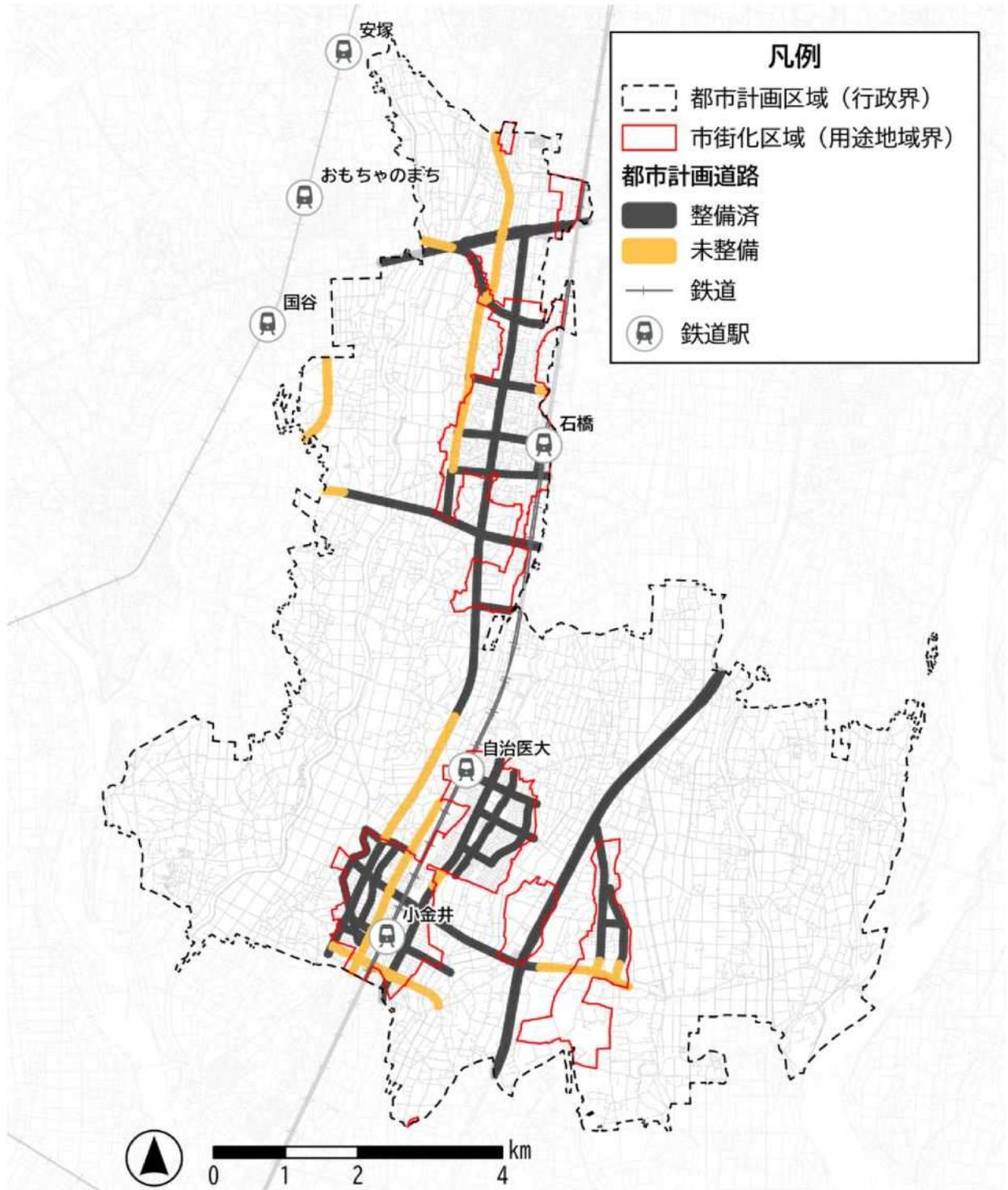
図 2-17 都市機能誘導区域と居住誘導区域

(6) 都市施設

1) 都市計画道路

現況

- 都市計画決定延長 65,295m のうち、31,370m (約 48%) が全線整備済、整備中の整備済区間を含めると、49,733m (約 76%) が整備済です。



< 出典 > 下野市都市計画道路調査

図 2-18 都市計画道路位置図

2) 都市公園

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の多い自治医大駅周辺に近隣公園、小金井駅周辺に街区公園が集積しています。 ○ 市民全般の主として運動の用に供することを目的とする、規模の大きな運動公園が大松山にあります（大松山運動公園）。
-----------	---



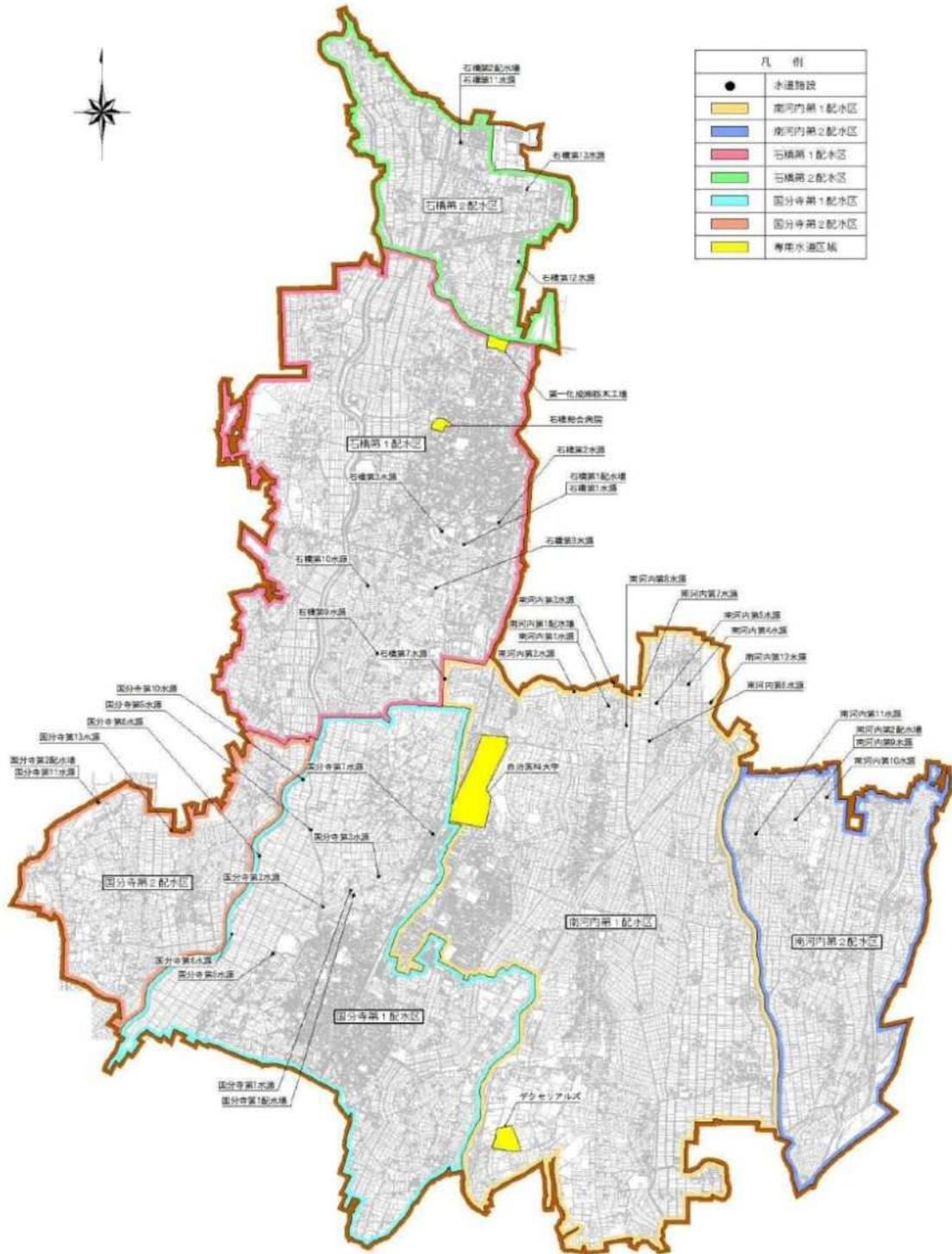
図 2-19 一人あたりの都市公園面積

＜出典＞都市計画決定 GIS データ（国土交通省）

図 2-20 都市公園位置図

3) 上水道

現況	<ul style="list-style-type: none"> 本市は6つの配水エリアに分かれており、水源はすべて地下水で、6つの浄配水場から市内全域に給水しています。
----	--

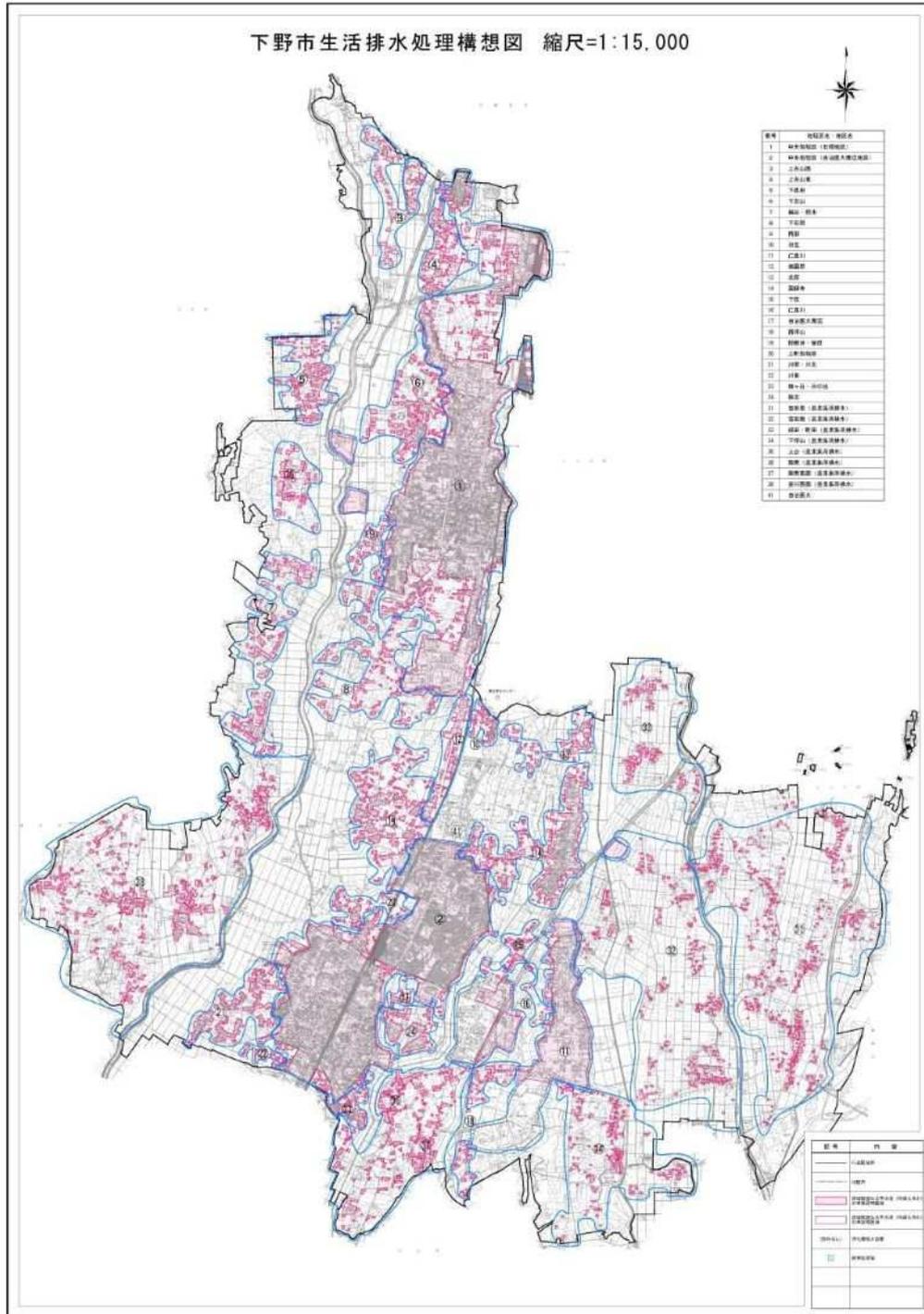


<出典> 下野市新水道ビジョン

図 2-21 上水道の給水区域

4) 下水道

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の下水道は、主に市街化区域においては流域関連公共下水道事業、その他4地区で農業集落排水事業により整備されています。 ○ 農業集落排水処理施設は、今後は順次公共下水道に統合整理する計画としています。
----	---



<出典> 下野市生活排水処理構想

図 2-22 生活排水処理構想図

5) 土地区画整理事業

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の土地区画整理事業は9地区あり、502.7ha が着手、その内7地区 405.8ha が完了しています（令和6年6月時点）。 ○ その他、3地区の工業団地が整備されています。
----	--



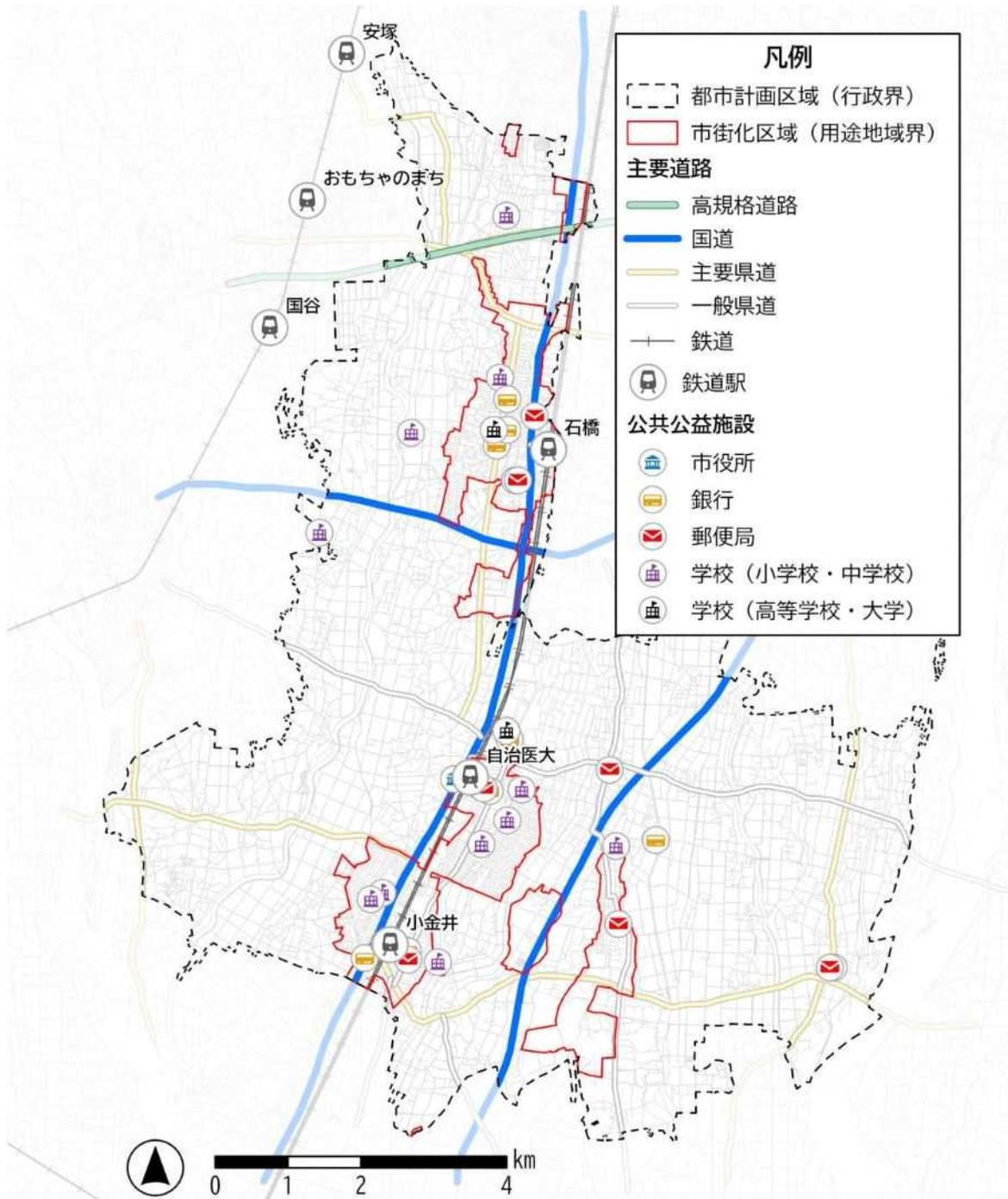
<出典> 都市計画決定 GIS データ（国土交通省）

図 2-23 土地区画整理事業位置図

6) 施設分布

① 公共公益施設

現況	○ 市役所・出張所、銀行及び郵便局は、市街化区域内の市内3つの駅周辺エリアに集中していますが、学校は点在しています。
----	--



<出典> 施設：下野市立地適正化計画より抽出

図 2-24 公共公益施設の分布

② 医療施設

現況	○ 医療施設（病院・診療所）は、市街化区域内の市内3つの駅周辺エリアに集中しています
----	--



< 出典 > 施設：下野市立地適正化計画より抽出

図 2-25 医療施設の分布

③ 商業施設

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業施設（大規模小売店舗・スーパー・コンビニ）は、市街化区域内の市内3つの駅周辺エリアに集中しています
----	---

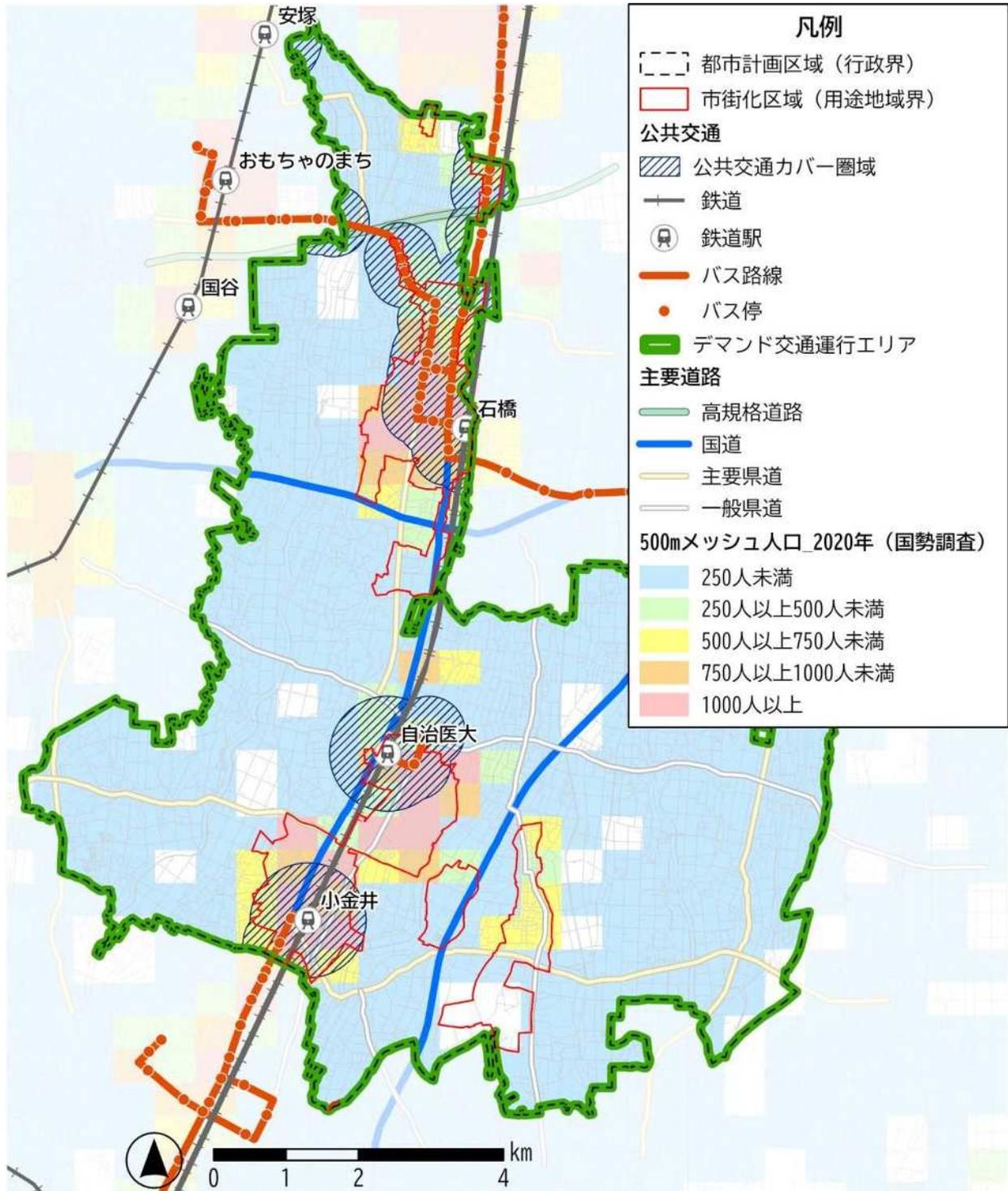


<出典> 施設：下野市立地適正化計画より抽出

図 2-26 商業施設の分布

7) 公共交通網

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道、路線バスによりカバーされる下野市の人口は4割となっています ○ 空白地域となる約6割の人口をカバーする公共交通として、市内全域をデマンド交通が運行しています
----	--



<出典> 公共交通データ：下野市地域公共交通計画 人口：R2 国勢調査 (総務省統計局)

※ 公共交通カバー圏域は、徒歩圏を考慮し、鉄道駅から 800m 以内、バス停から 500m 以内に設定

図 2-27 公共交通網のカバー状況

(7) 地域資源

1) 観光施設の分布

現況	○ 観光資源は、主に市街化区域外に多く分布しています
----	----------------------------



<出典>施設：下野市地域公共交通計画より抽出

図 2-28 都市計画道路位置図

2) 下野市指定文化財

現況	○ 市内の文化財は、国・県・市指定をあわせて110件と多く所在しています
----	--------------------------------------

表 2-2 下野市指定文化財件数内訳（令和6年4月1日 現在）

		国 指定・登録	県指定	市指定	種類別 合計
有形文化財	建造物	3件	1件	3件	7件
	絵画			18件	18件
	彫刻		2件	14件	16件
	工芸品	1件	1件	3件	5件
	書跡		2件	2件	4件
	古文書			5件	5件
	考古資料	1件	3件	14件	18件
	歴史資料			17件	17件
民俗文化財	有形民俗文化財			1件	1件
	無形民俗文画材			3件	3件
記念物	史跡	4件	3件	5件	12件
	天然記念物		1件	3件	4件
合計		9件	13件	88件	110件

<出典>施設：下野市指定文化財一覧（令和6年4月1日 現在）

3) 宿泊施設数

現況	○ 本市内の宿泊施設数は3施設と、県内他市町に比べて非常に少なくなっています
----	--

表 2-3 栃木県の宿泊施設数（令和3年）

市町村名	宿泊施設数（施設）	栃木県シェア率
日光市	273	32.8%
那須町	144	17.3%
那須塩原市	109	13.1%
宇都宮市	92	11.1%
小山市	27	3.2%
佐野市	26	3.1%
足利市	19	2.3%
鹿沼市	15	1.8%
真岡市	15	1.8%
大田原市	14	1.7%
さくら市	14	1.7%
栃木市	13	1.6%
矢板市	11	1.3%
那珂川町	11	1.3%
茂木町	10	1.2%
那須烏山市	9	1.1%
益子町	9	1.1%
芳賀町	5	0.6%
塩谷町	5	0.6%
壬生町	4	0.5%
下野市	3	0.4%
上三川町	3	0.4%
市貝町	1	0.1%
高根沢町	0	0.0%
野木町	0	0.0%

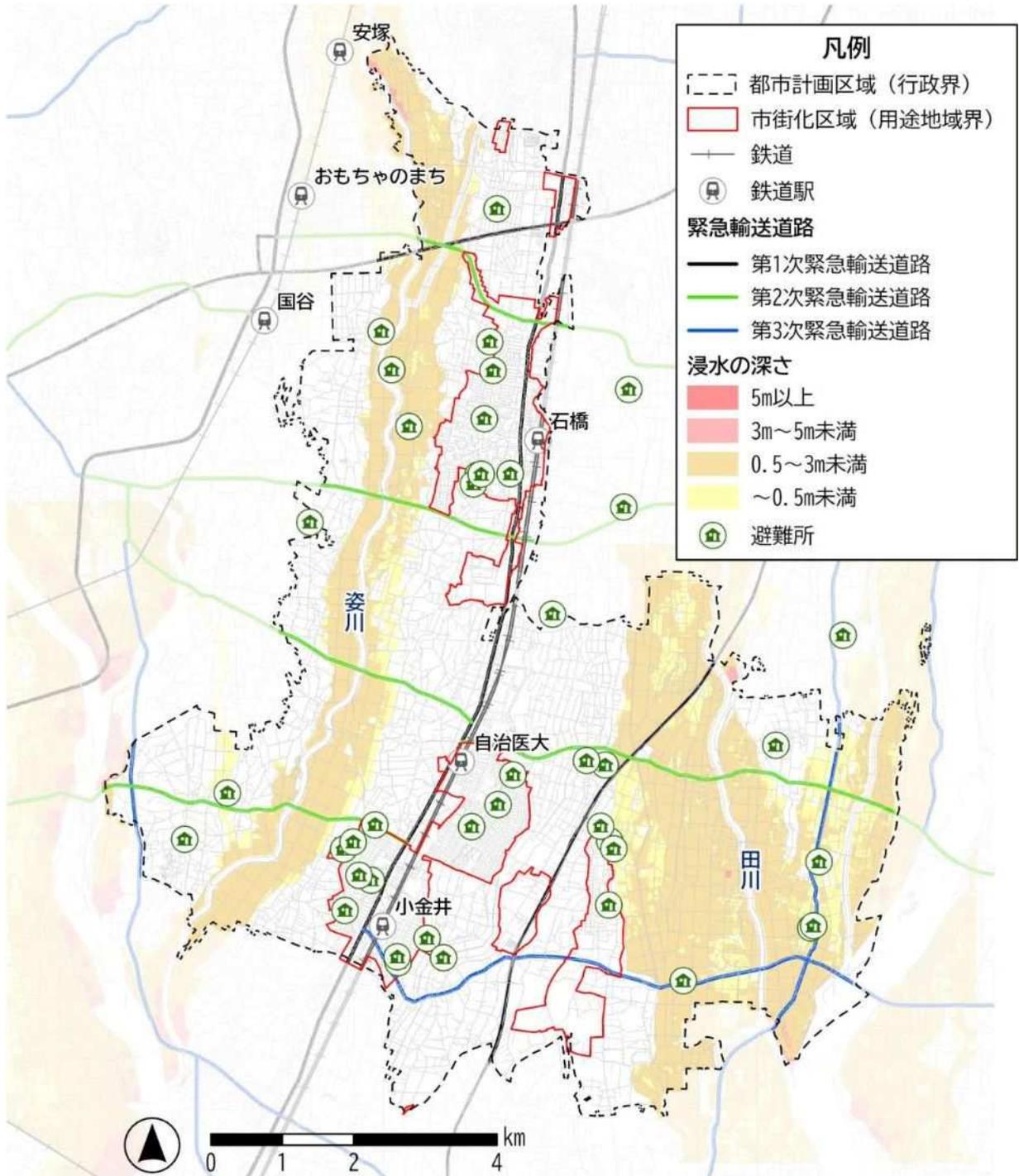
<出典>ナビタイム（令和6年10月時点）

※ 宿泊施設は、ホテル（一般）、ビジネスホテル、旅館・民宿、温泉旅館、その他宿泊施設（ペンション等）の合計値

(8) 災害

1) 洪水ハザードエリア

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市西部を縦断する姿川の沿川や市東部の田川の沿川において、概ね3m未満の浸水想定区域が広がっています ○ 一方、市街地区域内は洪水のリスクが低く、各区域内の公共施設、小学校・中学校などの教育施設が避難所に指定されています
----	--

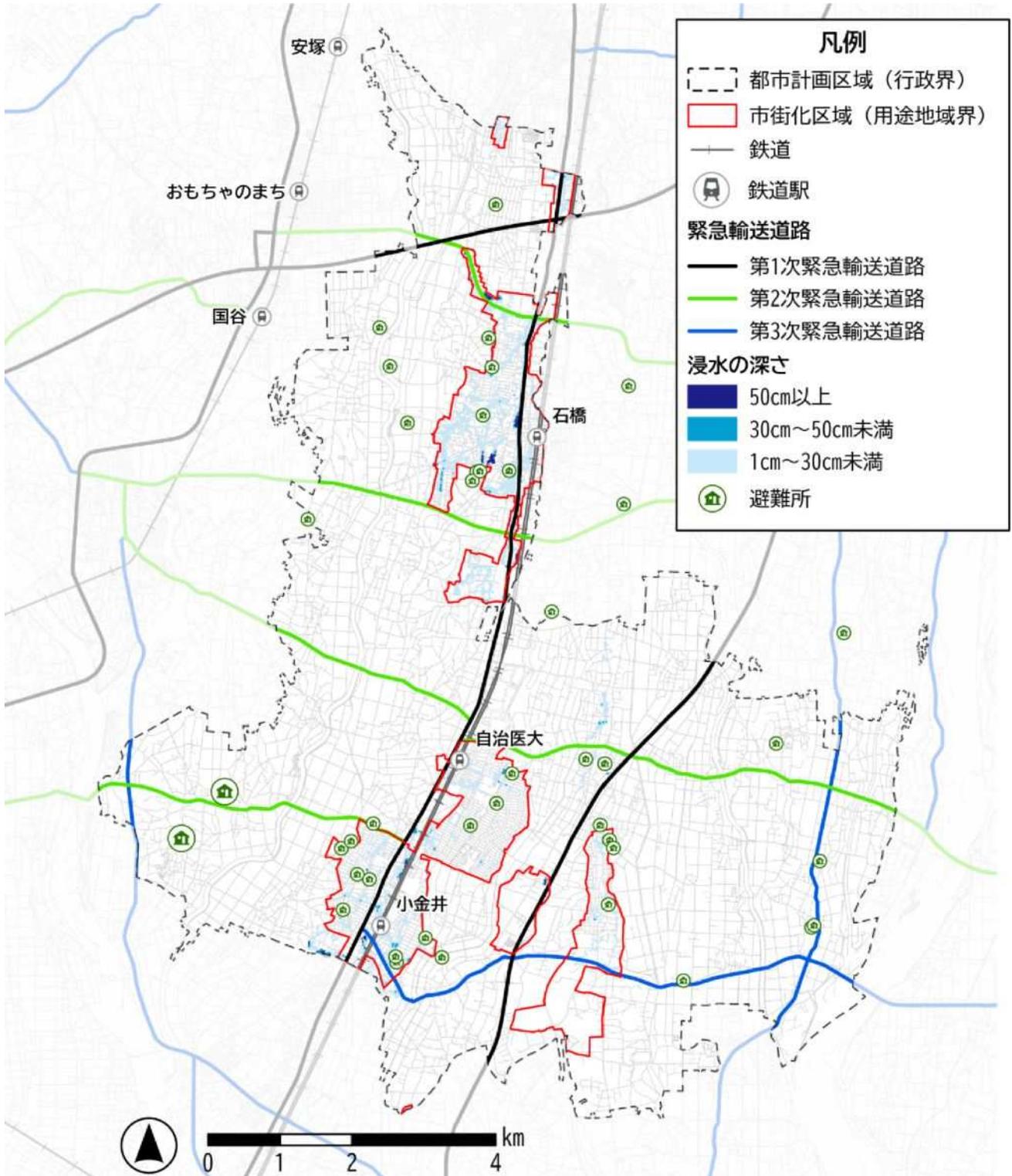


<出典> 令和3年下野市ハザードマップ

図 2-29 洪水浸水想定区域

2) 内水ハザードエリア

現況	○ 内水氾濫のリスクは、石橋駅や小金井駅周辺の市街地で比較的高い傾向にあります
----	---



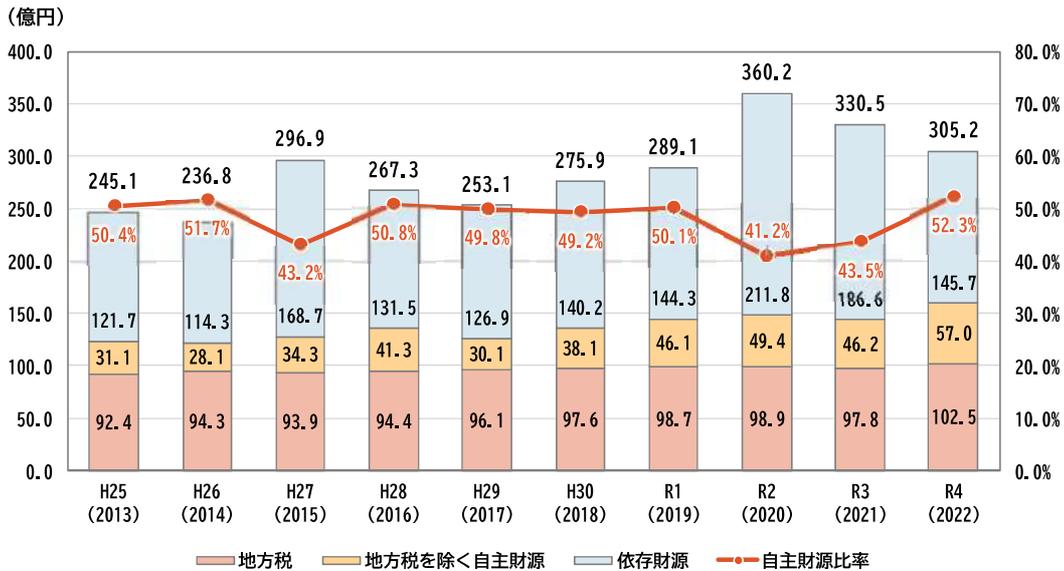
<出典>下野市内水ハザードマップ（令和6年7月作成）

図 2-30 内水浸水想定区域

(9) 財政

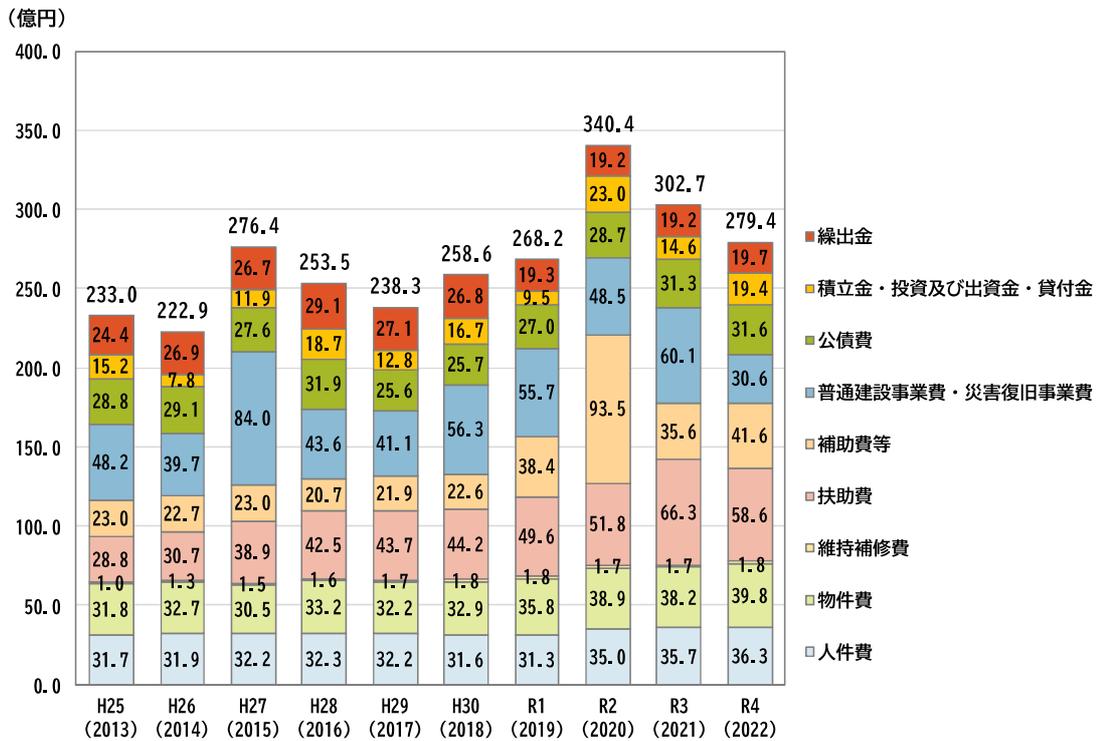
1) 歳入と歳出

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入額は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降を除き、概ね横ばいに推移しており、自主財源の比率は歳入全体の約5割程度となっています ○ 歳出額も同様に、令和2年以降を除き、概ね横ばいに推移しています
----	--



<出典> 市町村別決算状況調 (総務省)

図 2-31 歳入の推移



<出典> 市町村別決算状況調 (総務省)

図 2-32 歳出の推移

2-3 市民アンケート調査による意向把握

(1) 市民アンケート調査の概要

下野市のまちづくり全般に対する市民意向を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

1) 実施内容

調査対象	16歳以上の市民 3,000人 (サンプルは住民基本台帳に基づき無作為抽出)
実施期間	令和6年8月10～28日
実施方法	郵送配布・郵送回収とWeb回答の併用 (紙のアンケート調査票に、Web回答用2次元バーコードを添付)
回収数	1,217通 (回収率40.6%)

2) アンケートでの主な調査項目

項目	整理方針
個人属性	性別／年齢／居住地／職業／世帯構成／自動車運転免許の有無
日常行動	目的別の主な外出先と移動手段 居住地や3駅周辺に必要な施設 公共交通機関の利用頻度、よく利用する公共交通
居住	市内での居住年数／過去に住んだことのある場所 住居の形態／市内での今後の居留意向 居住地に求める条件(利便性、環境、安全性など)
生活環境に対する意識	生活環境の各評価項目に対する現在の満足度／今後の重要度 (項目例：買い物、医療、雇用の場、道路整備、自然環境保全、高齢者福祉、子育て環境、防災対策、コミュニティ、…)
今後のまちづくり	今後進めるべきまちづくり まちづくりへの参加に対する興味・関心／参加したい活動

(2) アンケート調査の結果

1) 回答者の属性

- 回答者の男女比は概ね半々、若干女性が多めとなっています。
- 回答者の年齢は、50歳代以下と60歳代以上でほぼ半々となっています。
- 回答者の家族構成は、「親子(2世代)」の核家族が約半数を占め、次いで「夫婦」が3割近くとなっています。
- 回答者のお住まいは、「石橋地域」が37.7%と最も多く、次いで「自治医大地域」30.4%となっています。また、「南河内東部地域」の回答者のお住まいは、約半数が仁良川となっています。
- 全体の90%近くが自動車運転免許の保有者ですが、70歳以上では14.2%が運転免許を返納しています。
- 90%以上が週1回以上自分で運転しており、70歳以上でも90%近くが週1回以上運転しています。

2) 日常の移動実態

① 外出目的別で、最もよく行く地域

- 日常の交通行動で、食料品・日用品の買い物や、通院（総合病院、医院・診療所ともに）のために最もよく行く外出先は、「市内」の割合が80%以上を占めています。
- 買回り品（衣服・家具・家電）の買い物や、飲食店利用のために最もよく行く外出先は、「周辺市町」の割合が半分以上を占め、通勤通学での外出先は「周辺市町」のほか「市外その他」の割合も20%以上と高くなっています。

② 外出目的別で、最もよく利用する交通手段

- 全ての外出目的において、「自動車（自分で運転）」を交通手段として選択する割合が最も高くなっています。
- 買回り品（衣服・家具・家電）の買い物や、飲食店利用による外出時の交通手段は、「自動車（自分以外が運転）」の割合も高く、20%近くを占めています。
- 通勤通学の際の交通手段は、他の外出目的と比較すると、「鉄道」利用の割合が高くなっています。

③ お住まいの地区に必要なと思う施設

- 食料品・日用品を扱う店舗が必要との回答が最も多く、次いで飲食店、衣服・家具・家電などの買回り品の店舗、医院・診療所が必要との回答が多く、生活利便施設全般を求める傾向にあります。

④ 市内3駅周辺に必要だと思う施設

- 飲食店が必要との回答が最も多く、次いで衣服・家具・家電などの買回り品の店舗、ホテル・旅館と、市内の拠点として非日常的な用途の施設が求められる傾向にあります。

⑤ 日常の公共交通利用

- 週に1日以上利用する方は約13%にとどまっており、「ほとんど利用しない」が40%以上と最も多くを占めています。

⑥ 利用する公共交通機関の種類

- 利用している公共交通機関は、鉄道の割合が90%以上と最も高くなっています。
- 70歳以上の高齢者では、タクシーの利用割合が20%以上、デマンド交通の利用割合が6.5%と、全年齢層平均に比べ高くなっています。

3) 居住の実態と意向

① 今のお住まい（住居及び地区）に住み続けたいか

- 「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人の合計の割合は、市全体で80%以上と多く、「移り住みたい」人の割合は約7%程度と少なくなっています。
- 10歳代・20歳代の若年層においても、約67%は「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と回答しています。

② お住まいの地区に求める条件

- 「災害に遭うリスクが少なく安全である」を1番目に、「公共施設、医療施設、商業施設などの都市機能が充実している」を2番目に重要視する傾向にあります。

4) 生活環境への満足度・重要度

- 満足度が低く、重要度の高い項目が、特に総合的な満足度を上げる効果的な項目であり、「衣服・家具・家電など買回り品の買い物」「身近な生活道路の整備」「歩行者・自転車に対する交通環境の整備」「鉄道・バスなど公共交通の便利さ」などが、特に重要な項目と分類されています。
- 一方で、満足度・重要度ともに低い項目として、「駅や既成市街地を中心とする、コンパクトなまちづくり」「産業や働く場の創出・誘致」「観光交流、宿泊機能」「歴史文化遺産の保存や活用」「まちづくり活動に参加する機会」などが分類されています。

2-4 まちづくりの課題

(1) 現況特性・上位計画に関する課題の抽出

1) 土地利用に関する課題

- 都市核形成のため、都市機能のより一層の集積を図る必要があります。
- (仮称)下野スマート IC 整備に伴い、予定地周辺においては新たな土地利用を誘導し、本市の活力の向上を図る必要があります。
- 都市機能誘導区域に指定されている3駅周辺においては、都市機能を充実させ、賑わいの再生を図る必要があります。
- 産業団地等の整備・拡充により、本市への企業誘致を促進するための環境を充実させる必要があります。
- 民間活力の活用等を図りながら、空き家や空き店舗の有効活用を推進する必要があります。

2) 交通体系に関する課題

- 南北方向と東西方向のグリッド型で形成されている広域的な交通ネットワークが交差する本市の優位性を活かし、都市機能の強化を促進する必要があります。
- 既存の鉄道・バスやデマンド交通の利用促進に加え、自動運転車両など新技術の導入など、公共交通の利用しやすさを向上させていくことが求められます。
- 都市計画道路の事業着手路線の事業推進や未整備路線の見直し・整備促進などを図る必要があります。
- 歩行者・自転車安全で快適に通行・利用できる環境を整備する必要があります。

3) 居住環境整備に関する課題

- 現在施行中の土地区画整理事業を推進し、定住促進に資する良好な住環境の形成を図る必要があります。
- 住環境の整備を充実させる必要があります。
- 都市公園の質の向上や、適切な維持・管理を推進する必要があります。
- 市街化調整区域内の既存集落等においては、生活環境整備と活力維持を図る必要があります。
- 図書館など生涯学習施設の充実を図る必要があります。

4) 人口特性に関する課題

- 若年層やファミリー層をターゲットに、市外からの移住・定住を促進するため、住環境や生活環境等の充実による魅力向上を図る必要があります。
- 市民の定住促進を図ることで、本市の居住人口と活力を維持していく必要があります。

5) 産業特性に関する課題

- 自治医科大学周辺を核とした医療とまちづくりの連携を図る必要があります。
- 現在の工業集積地の規模を維持するとともに、新たな産業や企業を誘致し、雇用の確保を図る必要があります。
- 3駅周辺への商業機能の集積を促進する必要があります。
- 本市への来訪者・観光客の需要への対応のため、宿泊施設を確保する必要があります。

6) 自然環境の保全に関する課題

- 住宅や建物のゼロエネルギー化など、脱炭素を支えるまちづくりを推進する必要があります。
- 平地林・緑地・水辺などの身近な里地里山について、保全を図る必要があります。
- 農地は、身近な里地環境の構成要素として保全し、適切な利用を図る必要があります。

7) 景観・歴史文化資源に関する課題

- 市街地、集落、道路や河川沿いなど、地域の特性を活かした個性ある景観づくりを図る必要があります。
- 市内に多数存在する指定文化財などの歴史文化資源を保全するとともに、観光資源としての活用を図る必要があります。
- 歴史文化資源などを活かした観光振興施策を推進する必要があります。
- 観光拠点の整備や、下野薬師寺跡と道の駅しもつけなど観光資源どうしの連携等を推進する必要があります。

8) 都市防災に関する課題

- 姿川や田川沿いの浸水想定区域に所在する公共施設や集落について、安全を確保する必要があります。
- 市街地における内水氾濫対策を推進する必要があります。
- 建物や各種施設について耐震化等のハード整備を図る必要があります。
- 災害時に活用可能な空間や施設を確保する必要があります。

(2) 住民意向に基づく課題の抽出

1) 住民の日常生活・移動に関する意向に基づく課題

- 都市機能誘導区域である3駅周辺の市街地については、日常生活の充実を図るため身近な商業施設や病院の誘導を促進する必要があります。
- 上記に加え、3駅周辺では飲食店や買回り品（衣類・家具・家電など）の店舗二重が高いため、これらの施設の誘導・充実を図る必要があります。
- 高齢化の進行も考慮し、今後さらなる移動手段の確保を図るため、公共交通の利用促進を図る必要があります。
- 改善要望が多い身近な生活道路や公共交通などの交通環境、買回り品（衣類・家具・家電など）の購入利便性などの充実を図り、市民満足度の向上を図る必要があります。

2) 将来のまちづくりに関する意向に基づく課題

- 本市に住み続けたい意向を持つ住民は、若年層でも多いことから、今後も住み続けたいとなる定住促進策を充実させる必要があります。
- 市民にとって普段認識されづらい「コンパクトなまちづくり」、「観光交流、宿泊機能」、「歴史文化遺産の保存や活用」などの重要性について、意識醸成を図る必要があります。

(3) 重点課題の設定

「(1) 現況特性・上位計画に関する課題の抽出」、「(2) 住民意向に基づく課題の抽出」をもとに、本市のまちづくりにおいて特に重点的に対応すべき課題を「重点課題」として設定します。

1) 土地利用に係る重点課題

- 都市核の形成のため、都市機能のより一層の集積を図る必要があります。
- (仮称)下野スマート IC 整備に伴い、周辺地域において新たな土地利用を誘導し、本市の活力の向上を図る必要があります。
- 産業団地等の整備・拡充により、本市への企業誘致を促進するための環境を充実させる必要があります。

2) 交通体系整備に係る重点課題

- グリット型で形成される広域的な交通ネットワークと、地域内のネットワークを有機的に連携させるため、都市計画道路の事業着手済路線の事業促進や未整備路線の見直し・整備促進などを図る必要があります。

3) 景観・歴史文化資源に係る重点課題

- 歴史文化資源の保全と、個性ある景観づくりを図るとともに、これらを観光資源として活用・連携を図る必要があります。

4) 都市防災に係る重点課題

- 地震や浸水など様々な災害リスクを考慮し、安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

3

将来都市像

- 3-1 将来都市像
- 3-2 将来人口の推計
- 3-3 将来都市構造の設定

3-1 将来都市像

(1) 将来都市像の設定

本計画においては、「第三次下野市総合計画」における将来像の実現に向け、都市基盤部門の基本目標と整合させた将来都市像を設定します。

本市は、「東の飛鳥」と称されるように、古くからの歴史文化遺産が多く残り、これは太古の昔から暮らしやすい地域として人々に選ばれてきた場所だといえます。近年においても、本市は県内で住みたい地域として評価が高く、全国的・全県的に人口減少が進む中、本市の人口は社会増加、すなわち転入が転出を上回る状況が継続しています。

そのような下野市の「くらしやすさ」を PR するキャッチコピー「シモツケ くらし ウツテツケ」を都市計画部門で展開すべく、全ての世代が暮らしやすく活躍しやすいまちづくりを目指すために、以下の将来像を設定します。

将来都市像

**誰もが暮らしたくなる、魅力と活力にあふれるまちづくり
～すべての世代の活躍に「シモツケ くらし ウツテツケ」～**

上記の将来像に基づき、まちづくりの基本理念を以下の通り分野別に設定します。

まちづくりの基本理念

- 【土地利用】 住み・働き・集う場所が調和し活気のある「くらし」の実現
- 【交通体系】 誰もが快適に移動できる「くらし」の実現
- 【居住環境整備】 住みやすく、住みたくなる快適な「くらし」の実現
- 【自然環境保全】 自然のやすらぎとうるおいを感じる「くらし」の実現
- 【歴史文化遺産】 悠久の歴史・文化に触れ、親しみたくなる「くらし」の実現
- 【都市防災】 災害に強く安全・安心な「くらし」の実現

(2) まちづくりの基本的な考え方

将来都市像、まちづくりの基本理念を踏まえ、分野別の「まちづくりの基本的な考え方」を以下の通り設定します。

1) 土地利用の基本的な考え方

- 都市核の形成及び市内3駅周辺への商業など都市機能や居住の誘導を図り、利便性が高く賑わいのある市街地を形成します。
- 低層住宅地や中層住宅地、田園集落など様々な住宅地の特性に応じた、住みよい環境の形成による移住・定住の促進を図ります。
- 恵まれた広域交通ネットワークを活かし、企業立地や産業誘導を促進し、市域の活性化を図ります。
- 樹林地や河川などの身近な自然環境や、数多く存在する歴史文化遺産を保全・活用するとともに、農地の適正な維持・管理を図ります。

2) 交通体系整備の基本的な考え方

- グリット型で形成されている広域連携軸、地域幹線軸、を本市の道路の骨格と位置づけ、それらの道路から派生する市道等により、市内各地の市街地や集落どうしを連携するネットワークの形成を図ります。
- ネットワークの充実・強化のため、整備中・未整備の都市計画道路の整備を推進します。
- 広域連携軸である JR 宇都宮線をはじめ、デマンド交通、路線バス等の公共交通の維持・充実に図るとともに、新たなモビリティの導入など将来を見据えた取組も推進します。

3) 居住環境整備の基本的な考え方

- 土地区画整理事業などの市街地整備のほか、低未利用地や空き家・空き店舗等の有効活用など様々な手法により、都市機能や居住の誘導、移住・定住の促進、賑わい形成等を図ります。
- 市役所周辺については、良好な生活環境を支援する公共施設等の機能導入を目指します。
- 身近な安らぎや憩いの場、防災などの多面的な機能を有する公園・緑地について、機能向上ならびに適正な維持・管理を図ります。
- 良好な定住環境の維持に不可欠な上下水道や公共公益施設等について、老朽化を見据えたメンテナンスだけでなく、公共施設等総合管理計画等により将来予想される人口減少も見据えた統合・集約・再編成を図ります。

4) 自然環境の保全・活用の基本的な考え方

- 樹林地や河川等について、市街地・集落や田園地帯と調和を図りながら、保全を図ります。
- 豊かな農地と集落が一体となった田園環境の保全を図ります。
- 都市機能が集積する市街地や、基盤整備がなされた住宅地においては、地内に存在する樹林地・水辺・公園・緑地などを環境資源として適切に管理するなど維持・保全を図ります。

5) 歴史文化遺産・景観等の保全・活用の基本的な考え方

- 「東の飛鳥」と称される貴重な歴史文化遺産群の保全を図るとともに、魅力向上やアクセス環境の整備、宿泊施設の誘致等、多方面での活用を図ります。
- 下野薬師寺跡周辺や下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺の、本市を代表する歴史的風致について、周辺景観も含めた保全ならびに観光・交流拠点としての維持・活用を図ります。
- 市街地や田園、道路・河川沿い、観光交流拠点など、場所の特性に応じた魅力的な景観形成を図ります。

6) 都市防災の基本的な考え方

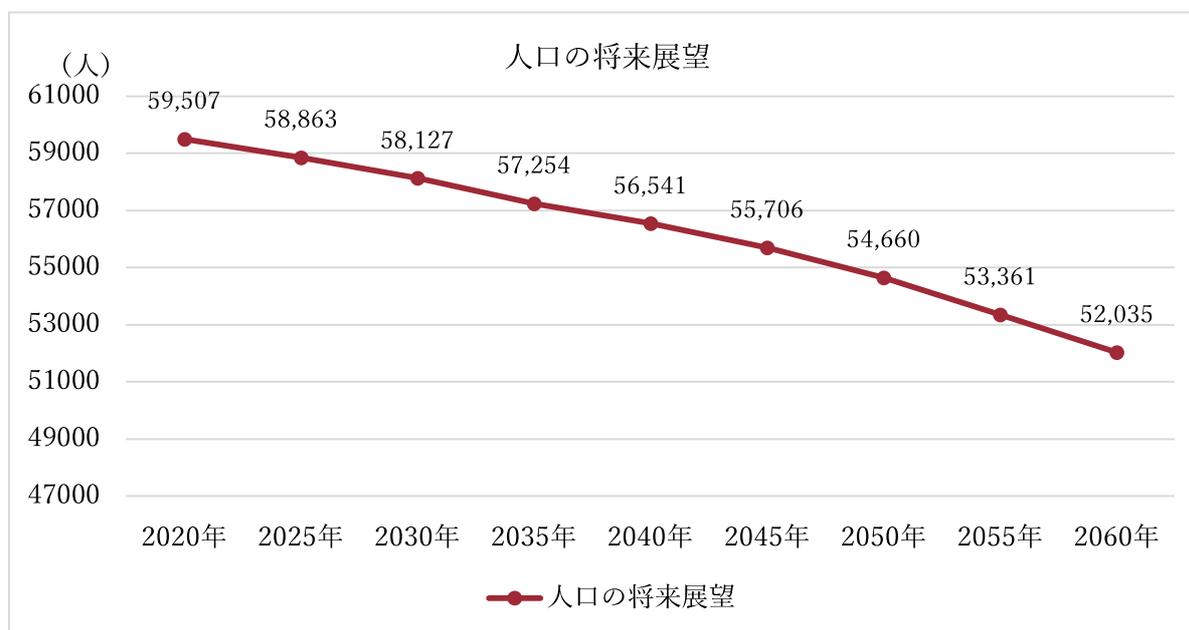
- 地震対策として建築物やインフラの耐震化や不燃化、オープンスペース確保、倒壊のおそれのある空き家等の対策を推進します。
- 洪水リスク対策として河川改修等の対策のほか、浸水リスクの高い場所における土地利用規制や立地誘導、浸水時緊急避難場所の確保、インフラ等の耐水対策等を推進します。
- 内水氾濫リスク対策として雨水の貯留・浸透、農地・森林等の保水・遊水機能の向上、下水道施設の整備・保全等を推進します。
- 各河川管理者・自治体等と連携・協力して流域治水対策に取り組みます。

3-2 将来人口の推計

(1) 人口の推計

本計画における総人口の推計値は、「第三次下野市総合計画」及び「下野市人口ビジョン」との整合を図ります。

「下野市人口ビジョン」によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計に本市の施策効果を加味し、人口の将来展望を設定しています。



出典：下野市人口ビジョン

まちづくり施策等の遂行により、20年後には人口ビジョンに掲げる「人口の将来を展望する推計」が達成されるものとし、本計画では2045年の目標人口を55,700人と定めます。

3-3 将来都市構造の設定

(1) ゾーンの設定

1) 都市機能集積ゾーン

国道4号・JR宇都宮線沿いは、JR3駅周辺の市街地を含め、それらを南北につなぐ沿道部について、本市の都市活動の中心として都市機能の集積を図るゾーンとして位置づけます。

2) 都市環境向上ゾーン

仁良川地区や、周辺に集積する工業団地（柴・西坪山・下坪山・しもつけ）を含む地域は、居住や工業の機能を中心とした都市機能の向上を図るゾーンとして位置づけます。

本ゾーンでは、生活や働く場としての機能を充実させ、住みやすく、働きやすい都市環境の形成を図ります。

3) 田園環境形成ゾーン

河川・平地林・農地等の自然的土地利用、歴史的風土や自然を活かした公園・緑地などについては、良好な環境を保全しながら、地域の活性化や観光・交流の場として有効活用を図り、保全と活用の調和がとれた魅力ある田園環境の形成を目指します。

本ゾーンに位置する集落については、豊かな田園環境と調和した住みよい集落づくりや、地域資源を活かした活力あるまちづくりを図ります。

(2) エリアの設定

1) 都市核エリア

市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域、自治医科大学などを含めたエリアを都市核と位置づけ、行政機能や高度な医療環境を備えた定住環境の形成を図ります。

特に、市役所庁舎及びその周辺は、市民の生活を支え、市民の交流の場として、計画的な土地利用推進を図ります。

2) 市街地エリア

JR3駅周辺の市街地は、都市機能集積ゾーンの核となる市街地として位置づけ、都市機能や居住が集約したコンパクトなまちづくりを目指すとともに、生活の利便性や市街地のにぎわい・活力を強化する拠点として位置づけます。

3) 定住市街地エリア

仁良川地区は、土地区画整理事業による都市基盤整備が進められており、定住の受け皿として、また、市域東部における生活を支えるエリアとして位置づけます。

4) 工業エリア

既存の工業団地について、地域産業の振興と定住を支援する就業の場として位置づけ、広域交通ネットワークを活かした工業・流通系の土地利用の促進を図ります。

5) 医療教育研究エリア

「第三次下野市総合計画」に基づき、自治医科大学周辺を医療教育研究エリアとして位置づけ、高度な医療教育・研究を基盤とした質の高い医療サービスを提供することにより、「医療のまち下野」を牽引するエリアとして位置づけます。

6) 産業誘導エリア

国道4号・新4号国道の沿道において、交通基盤を活かした新たな産業振興の場となるエリアを位置づけます。

国道4号沿道エリアは、北関東自動車道スマートICを活かした工業・流通系の土地利用推進を図ります。

新4号国道沿道エリアは、広域的な交通ネットワークや既存の工業団地の集積を活かした工業系の土地利用誘導を図ります。

7) 歴史・観光交流エリア

本市を代表する歴史資源である下野薬師寺から道の駅しもつけ・三王山ふれあい公園にかけてのエリア、ならびに下野国分寺・国分尼寺及び天平の丘公園を含むエリアについて、歴史資源を活かした観光交流の促進を図るエリアとして位置づけます。

(3) 軸の設定

1) 広域連携軸

広域的なネットワークを活かした定住促進や産業活性化などを支援し、「人、物、文化交流」の空間移動を充実させるための軸として位置付けます。

市域を南北方向に縦断する国道4号・新4号国道・JR宇都宮線を、首都圏と宇都宮市・東北方面を結び、本市の大動脈を担う広域連携軸として位置づけます。

また、市域を東西方向に横断する北関東自動車道、国道352号・県道栃木二宮線・都市計画道路小金井仁良川線について、県の南東部の連携強化を促進する広域連携軸として位置付けます。

北関東自動車道（仮称）下野スマートICについては、観光・交流促進や産業活性化、災害時緊急輸送など多面的な効果を本市にもたらす、広域交通ネットワークの結節点と位置づけます。

2) 地域幹線軸

広域連携軸を補完し、周辺市町との連携・交流促進や、本市の交通網の骨格形成を担う軸として、県道鹿沼下野線・羽生田上蒲生線・下野壬生線・下野二宮線・結城石橋線・栃木二宮線・小山下野線・小金井結城線・宇都宮結城線・小山壬生線・自治医大停車場線・小金井停車場線、市道1-3号線・1-9号線を位置付けます。

3) 公共交通ネットワーク

広域連携軸を担うJR宇都宮線を骨格とし、市内3駅（石橋駅・自治医大駅・小金井駅）を鉄道とバス・デマンド交通の交通結節点として位置づけ、機能強化を図ります。

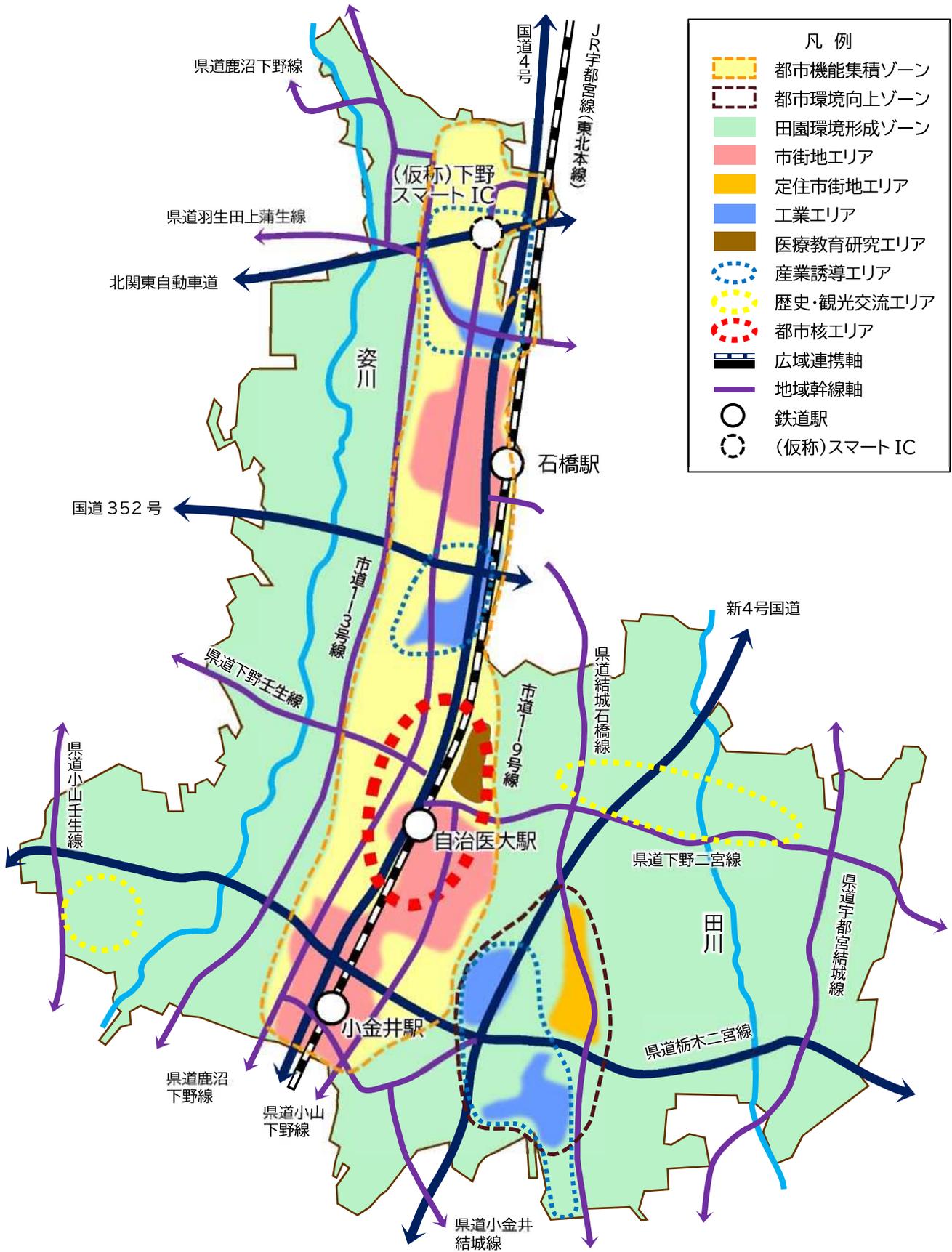


図 3-1 将来都市構造図

4 全体構想

- 4-1 土地利用の基本方針
- 4-2 交通体系整備の基本方針
- 4-3 居住環境整備の基本方針
- 4-4 自然環境の保全・活用の基本方針
- 4-5 歴史文化遺産・景観等の保全・活用の基本方針
- 4-6 都市防災の基本方針

4-1 土地利用の基本方針

～住み・働き・集う場所が調和し活気のある「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- 都市核の形成及び市内3駅周辺への商業など都市機能や居住の誘導を図り、利便性が高く賑わいのある市街地を形成します。
- 住居専用地域や田園集落など様々な住宅地の特性に応じた、住みよい環境の形成による移住・定住の促進を図ります。
- 恵まれた広域交通ネットワークを活かし、企業立地や産業誘導を促進し、市域の活性化を図ります。
- 樹林地や河川などの身近な自然環境や、数多く存在する歴史文化遺産を保全・活用するとともに、農地の適正な維持・管理を図ります。

(1) 都市核の形成

- (ア) 本地域は、市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域に位置し、小山栃木都市計画区域の広域拠点地区に位置付けられており、本市の都市活動全般を支える都市核の形成を図ります。
- (イ) 市役所庁舎周辺については、都市核としての賑わい・交流の場の創出を目指し、都市機能の集積を図るため有効な土地利用を検討します。

(2) 住居系土地利用

1) 専用住宅地

- (ア) ゆとりある住宅地としての環境を維持しながら住みよい定住環境の形成を図ります。
- (イ) 定住人口の受け皿を確保するため、民間活力を活用した新たな住宅地形成などを誘導します。

2) 複合住宅地

- (ア) 住宅地としての環境を守りながら、定住人口の受け皿となる住みよい環境づくりを図ります。
- (イ) 生活を支える機能を確保するため、住宅地と調和した店舗・事務所等の立地についても誘導を図ります。

《JR3駅周辺》

3駅周辺に集積する近隣商業などの都市機能と調和した、まちなかの定住支援拠点として、利便性の良い暮らしやすい環境づくりに努めます。

《国道4号沿道》

必要な沿道サービス施設の立地も許容しながら、住宅地においては住みよい環境に配慮した土地利用を図ります。

3) 田園住宅地

- (ア) 市街化調整区域の集落においては、生活道路や公共交通等による市街地と連携した住みよい環境形成を図ります。
- (イ) 地域コミュニティの維持と活力づくりのため、立地基準（都市計画法第34条第11号に基づく条例指定区域）制度の適正な運用を図ります。

4) 住環境整備促進地区

- (ア) 仁良川地区については、定住人口の受け皿となる暮らしやすい市街地形成のため、土地区画整理事業の推進を図ります。
- (イ) 南河内公民館等の周辺住民の生活を支える機能を維持するとともに、道路や公共交通の整備等により、利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 工業系土地利用

1) 工業地

本市の産業活性化をけん引し、定住を支援する就業の場を確保するため、企業立地誘導や新たな工業用地の確保を図ります。また、既存の工業団地等の未利用地や遊休施設等については、新規企業立地等の有効活用を図ります。

2) 住工複合地区

住宅地と工業地の混在が見られる部分について、居住環境に配慮しながら工業の利便性を確保できる複合的な土地利用を図ります。

3) 産業誘導エリア

「第三次下野市総合計画」や「第三次下野市産業振興計画」との整合を図りながら、本市産業の活力の向上に向け、新規産業団地の整備を図るとともに、企業誘致等により工業を中心とした土地利用を誘導します。

《新4号国道沿道》

既存の工業団地（柴工業団地・西坪山工業団地・下坪山工業団地・しもつけ産業団地）の周辺において、広域的な交通ネットワークを活かした新たな工業系土地利用の推進・誘導を図ります。

《北関東自動車道（仮称）下野スマートIC周辺》

北関東自動車道（仮称）下野スマートIC及びその周辺に、工業を中心に流通業務や観光等の機能も有する新たな土地利用を誘導します。

（4） 商業・業務系土地利用

1) 商業地

JR3駅周辺は、商業・業務系機能や都市サービス機能等の集約を図り、にぎわいのある近隣商業・業務地としての土地利用を目指します。

《自治医大駅周辺》

市役所庁舎を中心とした地域において、都市核の機能強化を図るとともに、既存の店舗・事務所等の集積を活かした中心的な商業環境づくりを目指します。

《石橋駅周辺》

店舗・事務所や公共公益施設等を維持・活用した暮らしやすい環境づくりを目指します。

《小金井駅周辺》

駅の東西において店舗・事務所等の集積や住宅地が集約し、便利で暮らしやすい市街地づくりを目指します。

(5) 保全系土地利用

1) 樹林地

本市の約4%を占める貴重な樹林地については、本市の誇れる環境として保全を図るとともに、憩い・レクリエーションの場や、環境保全・学習等の地域のまちづくり活動の場などとして有効活用を図ります。

2) 河川・水辺

(ア) 河川・水辺については、豊かでうるおいのある自然環境としての保全を図ります。

(イ) 親水環境を活かした姿川・田川のサイクリングロードや、薬師ヶ池、薬師川沿い、小山用水路通り、哲学の道などについては、今後とも、本市の特性を活かした魅力向上のため保全・活用を図ります。

3) 農地

農地については、農業生産以外にも、環境保全・防災・レクリエーション・景観形成などのさまざまな機能を持つことから、適正な維持・管理を図ります。

4) 歴史文化遺産

国指定史跡である下野薬師寺跡、下野国分寺跡・国分尼寺跡、小金井一里塚、県指定史跡である児山城跡、国分寺愛宕塚古墳、丸塚古墳、東根供養塔、薬師寺八幡宮本殿、多数の古墳が現存する三王山古墳について、「下野市歴史的風致維持向上計画」や「下野市歴史文化基本構想」に基づき広域的な活用を図ります。

下野薬師寺跡、下野国分寺跡については、その保存に努めるとともに観光地間のネットワーク強化など有効活用を図ります。

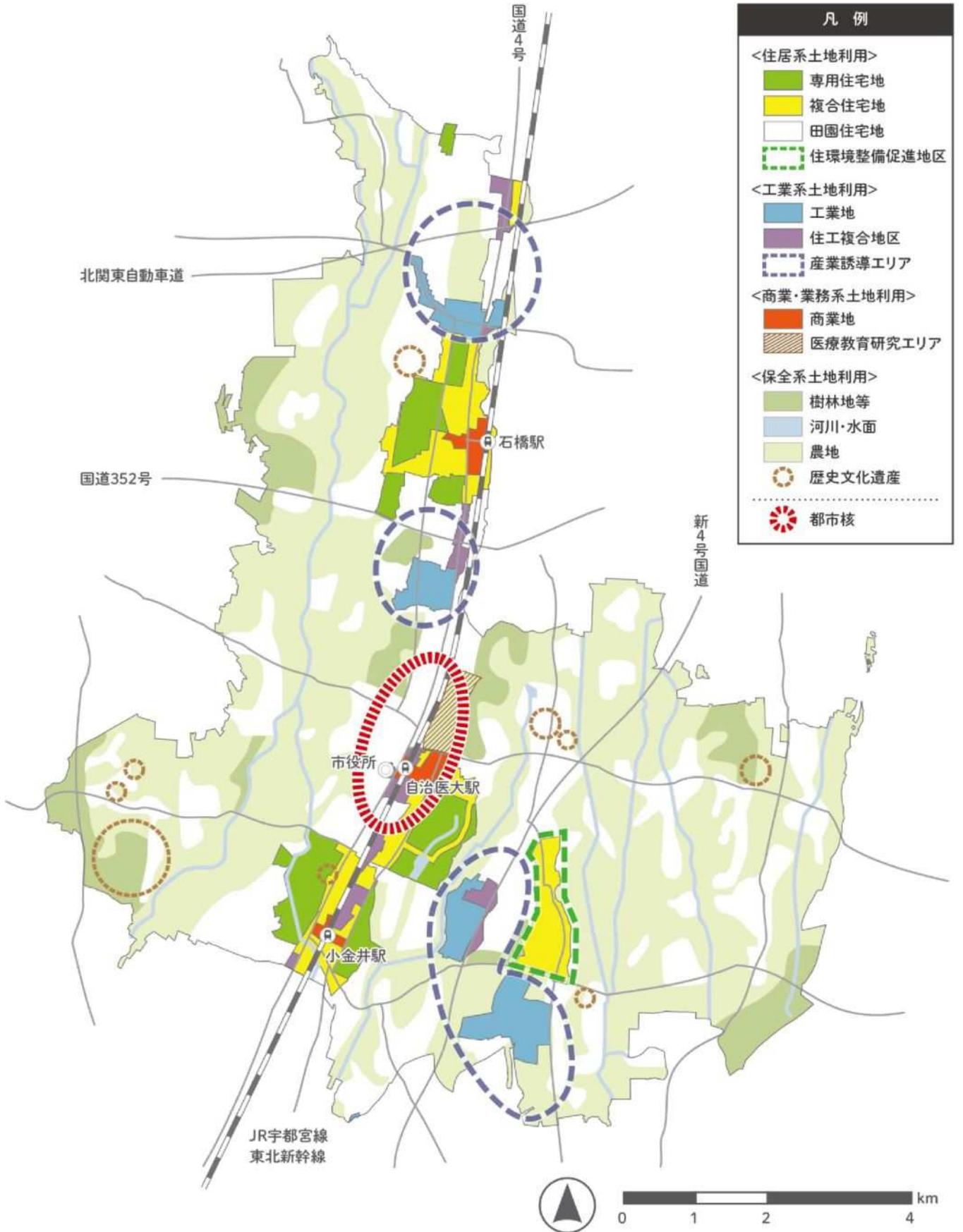


図 4-1 土地利用の基本方針図

4-2 交通体系整備の基本方針

～誰もが快適に移動できる「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- グリット型で形成されている広域連携軸、地域幹線軸を本市の道路の骨格と位置づけ、それらの道路から派生する市道等により、市内各地の市街地や集落どうしを連携するネットワークを形成します。
- ネットワークの充実・強化のため、整備中・未整備の都市計画道路の整備を推進します。
- 広域連携軸である JR 宇都宮線をはじめ、デマンド交通、路線バス等の公共交通の維持・充実を図るとともに、新たなモビリティの導入など将来を見据えた取組も推進します。

(1) 交通体系の構築

1) 交通軸

① 広域連携軸

(ア) 広域的な交通ネットワークや都市連携の基盤として、下記の路線を位置づけます。

- ◇ 国道4号・新4号国道・JR宇都宮線
(首都圏・東北、宇都宮・小山方面との連携)
- ◇ 北関東自動車道・国道352号・県道栃木二宮線・都市計画道路小金井仁良川線
(栃木・壬生・真岡・上三川方面との連携)

(イ) 特に新たに整備される(仮称)下野スマートICを中心として、生活や産業等の活力づくりへの波及効果、防災機能や救急医療の機能向上のため、他の広域連携軸や市内とのネットワーク向上を図ります。

② 地域幹線軸

(ア) 市内全域の交通体系における骨格として、下記の路線を位置づけます。

- ◇ 県道鹿沼下野線 (壬生方面との連携、国道4号の補完)
- ◇ 県道羽生田上蒲生線 (上三川・壬生方面との連携)
- ◇ 県道下野壬生線・下野二宮線 (真岡・壬生方面との連携)
- ◇ 県道結城石橋線 (石橋市街地と仁良川地区の連携)
- ◇ 県道栃木二宮線 (真岡・栃木方面との連携)

- ◇ 県道小山下野線・小金井結城線 (小山方面との連携)
- ◇ 県道宇都宮結城線 (宇都宮・小山方面との連携)
- ◇ 県道小山壬生線 (小山・壬生方面との連携)
- ◇ 市道1-3号線 (宇都宮・小山方面との連携)
- ◇ 市道1-9号線 (宇都宮・小山方面との連携)
- ◇ 上記を補完するとともに駅周辺における軸となる路線：

市道1-5号線(石橋駅周辺)

県道自治医大停車場線・市道2-13号線(自治医大駅周辺)

県道小金井停車場線・市道2-26号線・市道2-29号線(小金井駅周辺)

(イ) 上記の路線については、広域連携軸と一体になって生活・産業・観光・交流等の基盤となるよう、安全・便利な道路ネットワーク形成や、駅周辺のバリアフリー整備などを図ります。

2) JR3駅を中心とした、幹線道路ネットワークの形成

3駅周辺の拠点性向上、都市機能誘導を促進するため、3駅周辺と広域的な交流・連携の促進と環境負荷の少ない交通体系の構築を図ります。

3) その他市道等

- (ア) 市道等について、市の道路整備計画との整合を図りつつ、広域連携軸・地域幹線軸とのアクセス確保、市街地・集落間のネットワーク形成などを図ります。
- (イ) 「市街地エリア」、「定住市街地エリア」間を結ぶルートについては、市域全体における連携・交流を支援する軸として位置づけます。

《石橋市街地と自治医大・小金井市街地間の連携》

国道4号と、県道鹿沼下野線による連携を図ります。

県道鹿沼下野線のうち、都市計画道路小金井西通りに位置づけられる区間については、一部未整備区間があるため、都市核へのアクセス向上のため早期整備に努めます。

《自治医大駅東・小金井駅東地区と仁良川地区間の連携》

県道栃木二宮線・県道自治医大停車場線・都市計画道路小金井仁良川線の整備促進による連携強化を図ります。

(2) 都市計画道路の整備

- (ア) 都市計画道路は 36 路線が計画決定され、整備率は約 74.6%（令和 5 年 4 月現在）となっています。
- (イ) 今後は、整備済みとなっている区間の適正な維持・管理、整備中となっている区間の早期整備、未整備となっている区間の事業着手を目指します。
- 《仁良川地区における都市計画道路》
- 土地区画整理事業地区における都市計画道路の整備を推進します。
- 《都市計画道路小金井西通り》
- 都市計画道路小金井西通りについては、都市核へのアクセス向上や国道 4 号を補完する南北軸の形成のため、円滑な整備が図られるように努めます。
- 《その他未整備路線》
- 未整備路線となっている北城通り・江曾島石橋線等についても、円滑な整備に向けた取組を進めます。

(3) 公共交通の充実

少子高齢社会において誰もが移動しやすい環境づくりに向け、公共交通環境の充実を図ります。

1) デマンド交通

利用状況や利用者の意見等をモニタリングしながら、利用環境の改善・サービスの充実を図ります。

2) 鉄道、路線バス

- (ア) 広域連携軸としての 3 駅を有する JR 宇都宮線は、通勤・通学・買い物・通院などの日常需要のほか、定住促進や観光・交流等においても重要な公共交通であるため、今後も利用促進を図ります。
- (イ) JR 3 駅周辺におけるバリアフリー化を推進し、誰もが公共交通を安全・便利に利用できる環境づくりを推進します。
- (ウ) 路線バスは、本市と近隣市町との幹線輸送を担っており、地域間の移動手段として維持・充実を図ります。また、自治医大駅周辺地区で実証実験を行った自動運転バス等、新技術を活用した新たなモビリティの導入、実用化に向けた検討を進めます。

3) 自転車

鉄道事業者、バス事業者と連携し、鉄道駅等の乗り継ぎ拠点における自転車駐車場の利用環境の充実や、レンタサイクルの充実などを検討します。



図 4-2 交通体系整備の基本方針図

4-3 居住環境整備の基本方針

～住みやすく、住みたくなる快適な「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- 土地区画整理事業などの市街地整備のほか、低未利用地や空き家・空き店舗等の有効活用など様々な手法により、都市機能や居住の誘導、移住・定住の促進、賑わい形成等を図ります。
- 身近な安らぎや憩いの場、防災などの多面的な機能を有する公園・緑地について、整備の推進ならびに適正な維持・管理を図ります。
- 良好な定住環境の維持に不可欠な上下水道や公共施設等について、老朽化を見据えたメンテナンスだけでなく、将来予想される人口減少も見据えた統合・集約・再編成を図ります。

(1) 市街地

- (ア) 都市核(市役所・自治医大駅周辺)においては、多様な都市機能の集積や居住誘導を図ります。
- ◇ 市役所周辺については、良好な生活環境を支援する公共施設等の機能導入を目指し、計画的な整備を図ります。
 - ◇ 住宅地においては、引き続き地区計画による良好な住環境の維持・保全を図ります。
- (イ) 土地区画整理事業施行中の石橋駅周辺地区及び仁良川地区においては、都市基盤整備により定住の受け皿となる暮らしやすい住宅地づくりを推進します。
- ◇ 仁良川地区については、地区計画による良好な居住環境の創出・維持を図り、「郊外型居住区域」として若年層をはじめとした人口流入や移住・定住の受け皿として位置づけます。
- (ウ) 石橋駅周辺や小金井駅周辺の既成市街地においては、都市機能の誘導を図るため、民間活力を活用しながら低未利用地や空き家・空き店舗等の利活用を推進し、まちなかの賑わい形成を図ります。

(2) 公園・緑地

1) 都市公園

- (ア) 都市公園は64箇所が整備されており、自然環境の保全、憩いと交流の場、防災機能、景観形成等の機能を有する重要な施設であることから、適正な維持・管理、魅力づくりなどを進めます。
- (イ) 大松山運動公園におけるスポーツイベント等のソフト施策の場づくりを進めるとともに、三王山ふれあい公園の機能向上による自然環境を活かした地域の憩いの場、ふれあい館との一体的な観光・交流等の拠点形成などを図ります。
- (ウ) 公園内の施設については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持・管理を推進します。

2) その他の公園・緑地等

その他の公園・緑地等は69箇所が整備され、都市公園と合わせて計133箇所となっており、整備済の公園等の適正な維持・管理を図るとともに、各種開発において必要な整備量の確保を図ります。

(3) 供給処理施設

1) 上水道

- (ア) 水道施設の老朽化を見据え、上水道の管路や水道施設設備の更新を計画的に実施し、安全で良質な水の安定的な供給を図ります。
- (イ) 将来の給水人口減少に伴う水需要の減少を見据え、「下野市新水道ビジョン」に基づき、水道施設の統廃合や管路口径の最適化など、適正な規模への再編成を検討します。

2) 下水道

- (ア) 高い下水道普及率を生かし、今後とも良好な定住環境の形成や河川等の水質保全などのため、汚水・雨水の適正な処理に努めます。
- (イ) 汚水排水については、「下野市生活排水処理構想」に基づき整備を図り、農業集落排水の公共下水道への統合も含めた、公共下水道の整備完了と個人設置の合併浄化槽整備の促進に努めます。
- (ウ) 雨水排水については、通常時の円滑な排水能力の確保を図るとともに、ゲリラ豪雨等の都市型水害に対する防災機能の充実に向け、河川整備との連携による円滑な排水のための事業の推進を図ります。

3) ごみ処理施設

ごみ処理については、衛生的で暮らしやすい定住環境づくりに向け、小山広域保健衛生組合(小山市・下野市・野木町)を中心とした広域事業を推進します。

(4) 公共公益施設の管理及び利活用

- (ア) 「下野市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設ごとに必要とされる機能や、施設の統合・集約及び多機能化を検討し、公共施設の利用改善及び提供サービスの効率化と質の向上を図ります。
- (イ) 利用されていない施設や施設跡地などの有効活用においては、民間活力の活用を含めた利活用の検討を図ります。

4-4 自然環境の保全・活用の基本方針

～自然のやすらぎとうるおいを感じる「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- 樹林地や河川等について、市街地・集落や田園地帯と調和しながら、保全を図ります。
- 豊かな農地と集落が一体となった田園環境について、その保全と魅力向上を図ります。
- 都市機能が集積する市街地や、基盤整備がなされた住宅地においては、地内に存在する樹林地・水辺・公園・緑地などを環境資源として保全・維持・管理を図ります。

(1) 自然環境の保全

1) 樹林地・河川等の保全

- (ア) 市街地・集落や田園地帯における平地林などのまとまった樹林地について、緑豊かな環境を形成する貴重な自然として保全を図ります。
- (イ) 一級河川の鬼怒川・姿川・新川・田川・武名瀬川・江川については、豊かでうるおいのある環境を形成していることから、河川管理者や地元のボランティア・市民活動団体等との連携を図り、良好な自然環境の適正な維持管理に努めます。また、準用河川の西川田川については、河川敷における良好な景観形成や緑の適正な保全に努めます。
- (ウ) 薬師ヶ池・薬師川沿い・小山用水路通り等については、市街地の水害を防ぐ調整池としての役割を持ち、うるおいのある憩い・散策の場としても親しまれていることから、今後とも、適正な維持・管理を図ります。

2) 田園・集落環境の保全

- (ア) 農地については、生産基盤以外にも、環境保全・防災・景観形成や等の重要な役割を担っていることから、保全・活用を図ります。
- (イ) 屋敷林や生垣を有する集落など、農地と自然や集落が一体となった豊かな田園環境については、その保全と魅力の向上を図ります。

3) 市街地環境の保全

- (ア) 市街地における樹林地や水面、公園・緑地等については、緑豊かな環境づくりや防災機能の確保のため、保全及び適正な維持・管理を図ります。
- (イ) 土地区画整理事業等により計画的に宅地内や街路の緑化が進む住宅地については、地区計画等の運用により優れた緑住環境の維持に努めます。また、新たな開発事業については、開発指導要綱に基づき、緑地の確保に向け適正に指導します。

(2) 自然環境の活用

1) 樹林地・河川・農地等の活用

樹林地・河川・農地等については、保全を前提としながら、観光・交流や地域のまちづくり活動等の場としての活用を促進します。

- (ア) 三王山ふれあい公園周辺の樹林地や、姿川アメニティパーク・蔓巻公園等などにおいては、本市の豊かな自然やうるおいのある河川環境を活かしたにぎわい、交流の場として、安全・快適に利用できる空間づくりを図ります。
- (イ) 天平の丘公園については、歴史や自然とふれあい楽しむ場として、特色ある緑を保全するとともに再整備を推進し、地域活性化や交流の拡大、歴史や環境学習等に資する拠点施設としての機能向上を図ります。
- (ウ) 農地については、生産・加工・流通が連携した6次産業化への展開や、都市・農村交流によるまちづくりなどへの有効活用を目指します。

2) 景観形成への緑の活用

- (ア) 住宅地や商業地においては、うるおいのあるまちなみ景観形成に向け、緑化意識の啓発を図りつつ、補助制度を活用した生垣の設置や民有地の緑化等を促します。
- (イ) 工業地については、周辺環境にも配慮した緩衝緑地帯の確保や敷地内緑化を促します。

3) 緑と文化のネットワークづくり

観光や交流の拠点、公園や良好な自然などを結び、本市の魅力を感じながら巡ることができる緑のネットワーク軸形成を図ります。

- (ア) 本市においては、道の駅しもつけをはじめとする観光・交流施設や天平の花まつりなどのイベント、貴重な歴史文化遺産などの魅力ある拠点多く、これらを活かした緑と文化のネットワーク形成を図ります。
- (イ) 本市には、関東地方を一周する長距離自然歩道「関東ふれあいの道（風土記の道・ゆうがおの道・アシそよぐ水辺の道）」が設定されていることから、緑に親しむ散策路の一つとして保全を図ります。

4-5 歴史文化遺産・景観等の保全・活用の基本方針

～悠久の歴史・文化に触れ、親しみたくなる「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- 「東の飛鳥」と称される貴重な歴史文化遺産群の保全を図るとともに、魅力向上やアクセス環境の整備、宿泊施設の誘致等、多方面での活用を図ります。
- 下野薬師寺跡周辺や下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺の、本市を代表する歴史的風致について、周辺景観も含めた保全ならびに観光・交流拠点としての維持・活用を図ります。
- 全域が景観法による景観計画区域である本市においては、市街地や田園、道路・河川沿い、観光交流拠点など、場所の特性に応じた魅力的な景観形成を図ります。

(1) 歴史文化遺産の保全・活用

本市に古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する史跡が多数所在しているという歴史的特性を活用するために、「東の飛鳥プロジェクト」としてプロモーションやまちづくり、教育など多方面での取組を推進します。

(ア) 観光施設等との周遊性の強化を図るとともに、宿泊施設など観光に必要な施設の誘導についても検討を行います。また、優遇施策等諸制度の整備についても検討します。

(イ) 本市における全国的にも貴重な歴史文化遺産の保全・活用のため、「下野市歴史的風致維持向上計画」や「下野市歴史文化基本構想」での位置づけを踏まえた個性と魅力の向上を図ります。

《下野薬師寺跡・道の駅しもつけ周辺》

(ア) 下野薬師寺跡については、発掘調査の結果に基づき、復元整備事業を推進するとともに、下野薬師寺歴史館や近隣の社寺も含めた、多様な魅力を有する拠点としての景観形成を図ります。

(イ) 道の駅しもつけは、下野薬師寺および周辺文化財の情報発信の施設として、また、歴史観光周遊ネットワークの発着点として、さらなる魅力アップを図ります。

《下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺》

(ア) 史跡の景観を保全するとともに、周辺の平地林と一体となった緑豊かな個性ある景観形成を図ります。

- (イ)「しもつけ風土記の丘資料館」を市の歴史文化全体の認識向上及び情報発信の拠点と位置づけ、さらなる活用を図ります。
- (ウ)天平の丘公園は、園路等の整理や桜の更新、平地林への季節の花木・草花の植栽などの環境づくりなど、年間を通じて集客が見込める賑わいのある公園への再整備を推進します。

《三王山古墳周辺》

三王山ふれあい公園においては、道の駅しもつけや田川サイクリングロード等の広範囲なネットワーク形成に資する地域の拠点として、古墳や自然を活かしたシンボリックな景観形成を図ります。

《県指定史跡児山城跡周辺》

本市を代表する中世城館としての保存の取組と併せ、市街地に近接する貴重な歴史遺産として、史跡を活かした景観形成や魅力づくり・活力づくりの拠点形成を図ります。

(2) 良好な景観の形成

1) 面的景観

① 田園環境形成ゾーン

山並みや河川を背景に平地に広がる農地と点在する平地林や集落が調和した、広がりのある田園景観の形成を基本とします。

- (ア) 農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある田園景観の保全を図ります。
- (イ) 平地林、屋敷林、農地の荒廃防止など、農林業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を誘導します。
- (ウ) 古墳など歴史・文化的景観資源の適切な維持管理に努めるとともに、周辺の建築物や工作物の適切な景観誘導により、魅力ある景観を創出します。

② 都市機能集積ゾーン、都市環境向上ゾーン

地域特性を活かした、緑豊かでゆとりのある住宅地景観の形成を基本とします。

- (ア) 良好な住宅地景観の維持保全のため、地区計画等により周辺景観と調和するよう誘導します。
- (イ) 住宅等の敷地や外構の緑化、空き家・空地の適正管理と利活用など、緑豊かなうるおいある空間づくりを図ります。

③ 商業地エリア

駅前の立地条件を活かし、賑わいの創出や地域特性を活かした景観形成を基本とします。

- (ア) 商店街や沿道商業地における建築物の改修などを促進し、魅力ある街並み景観の創出に努めるとともに、ストリートファニチャーの設置や魅力ある歩道、遊歩道の維持・創出など人が集まる工夫を行い、活性化を図ります。

(イ) 空店舗や空地の有効活用や緑化の推進により、うるおいのある景観を創出します。

④ 工業地エリア

緑地の適切な維持管理に努め、周囲の田園景観や住宅地景観と調和のとれた、緑豊かな工業地景観の形成を基本とします。

(ア) 工業団地等では緩衝緑地や団地内緑地の適切な維持管理に努めるとともに、緑化の推進を図ります。

(イ) 工業団地内の建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などは、周囲の田園景観や住宅地景観との調和に配慮するよう誘導します。

2) 線的景観

① 交通景観軸（北関東自動車道、国道、県道、東北新幹線、JR 宇都宮線）

(ア) 建築物や屋外広告物等が、街並み景観や田園景観に調和するよう配慮します。

(イ) 道路構造物や占用工作物は、周辺の街並み景観や田園景観と調和した形態・意匠や色彩などに配慮します。

② 河川景観（姿川、田川、江川、新川、武名瀬川、鬼怒川等）

(ア) 河川堤防や堰などの構造物等は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。

(イ) 河川堤防や橋梁などの眺望点となる場合は、散策路などの視点場の確保や、うるおいを感じられる良好な河川の維持管理に努めます。

3) 点的景観

本市の歴史・文化を感じさせる「下野薬師寺跡周辺地区」、「天平の丘周辺地区」、「三王山ふれあい公園周辺地区」、「道の駅しもつけ周辺」を歴史・観光交流拠点とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう景観形成に配慮します。

4-6 都市防災の基本方針

～災害に強く安全・安心な「暮らし」の実現～

基本的な考え方

- 地震リスク対策として建築物やインフラの耐震化や不燃化、オープンスペース確保、倒壊のおそれのある空き家等の対策を推進します。
- 洪水リスク対策として河川改修等の対策のほか、浸水リスクの高い場所における土地利用規制や立地誘導、浸水時緊急避難場所の確保、インフラ等の耐水対策等を推進します。
- 内水氾濫リスク対策として雨水の貯留・浸透、農地・森林等の保水・遊水機能の向上、下水道施設の整備・保全等を推進します。
- 各河川管理者・自治体等が連携・協力して流域治水対策に取り組みます。

(1) 地震リスク対策

1) 建築物の不燃化・耐震化

- (ア) 大規模地震や災害時における建築物の安全性を確保するため、建築物の不燃化・耐震化に努めます。特に、旧耐震基準により建築された木造住宅については、下野市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に対する安全性に関する意識の啓発を図るとともに、耐震診断及び耐震改修を支援することにより耐震化の促進を図ります。
- (イ) 災害に強い市街地形成を図るため、石橋駅周辺土地区画整理事業や仁良川地区土地区画整理事業の確実な進捗や、計画的なインフラ整備を進めます。

2) インフラの耐震化

- (ア) 狭隘な生活道路が多い地区など、災害発生時に延焼と避難困難リスクが重なるエリアにおいては、道路の拡幅整備に加え、災害時の避難や応急活動の場となる公園・広場、道路の整備を推進します。
- (イ) 緊急輸送道路においては、無電柱化や上下水道管の耐震化等を推進します。
- (ウ) 上水道施設の強靱化に向けて、市内3か所の配水場のネットワーク化及び導水管の二重化、施設設備の耐震化、管路の計画的な更新等を推進します。
- (エ) 下水道施設の老朽化対策として「下野市ストックマネジメント計画」に基づき、施設の調査ならびに診断を行い、必要に応じて施設の長寿命化対策を進めます。

3) 木造建築物が密集する市街地の不燃化・オープンスペースの確保

大規模地震発生時、木造建築物が密集している市街地・集落では、家屋倒壊被害はもとより延焼の危険性も高まることが想定されるため、建築物の不燃化に努めるとともに、主要な防災空間である道路・河川・公園・緑地などの公共空間をオープンスペースとして確保し、ゆとりある安全な市街地環境の整備に努めます。

4) 空き家対策の推進

空き家の倒壊による周辺地域への被害の拡大や被害者の増大を未然に防ぐため、空き家バンクの登録推進、リフォーム工事補助、家財処分にかかる費用等への助成など空き家対策を推進します。

(2) 洪水（外水氾濫）リスク対策

1) 浸水対応型のまちづくり

- (ア) 国・県・市の連携・協力により、河川改修等のハード対策の促進や適切な維持管理に努めます。
- (イ) 浸水リスクが高い場所では、中長期的視点からの土地利用の規制や立地の誘導などの、地域の合意形成を図りながらその熟度や必要に応じた対策を検討します。

2) 浸水時の避難場所の確保

浸水時に指定避難所への避難が困難な地区では、必要に応じて新たな避難地の整備や、緊急的に身の安全を確保するための身近な「指定緊急避難場所」の周知を行います。

3) 河川環境整備及び流域治水の取組

- (ア) 自然災害による浸水被害を軽減するため、河川環境の適正な維持管理に努めます。
- (イ) 気候変動による水害リスクの増大に備えるために、各河川管理者・自治体等が連携・協力して流域治水に取り組みます。

(3) 雨水出水（内水氾濫）リスク対策

- (ア) 県との役割分担に基づき、河川や下水道を整備する治水対策の強化に加え、市域全体で雨水を貯留・浸透させる流域対策と、農地・森林等の保水・遊水機能を高めることにより河川への雨水流出を抑制させ、治水に対する安全度の向上を図ります。
- (イ) 激甚化する水害等に対応するため、下水道施設等の整備・保全など、流域治水対策に取り組みます。

- (ウ) 居住誘導区域では、多様な主体の協働のもと、貯留・排水・浸透施設の整備や雨水の流出抑制策の推進に努めます。
- (エ) 安全・安心な避難経路を確保するため、関係機関との連携により、避難時に支障となる狭隘道路の解消や水路への転落防止対策に努めます。

(4) その他災害リスク対策全般

1) 防災拠点の整備

- (ア) 道の駅しもつけは、国土交通省宇都宮国道事務所と災害時の利用について、協定を締結しており、今後も、防災拠点としての機能強化を図ります。
- (イ) 大規模災害時に災害対策活動の拠点となる施設を、市の活動拠点として位置付けて整備します。
- (ウ) 都市公園は、市街地のオープンスペースとして、延焼阻止機能を持つ樹木の植栽など防災機能の整備を促進します。

2) 緊急輸送道路の強化対策

- (ア) 栃木県地域防災計画や下野市地域防災計画に基づき、災害時における道路機能を確保します。
- (イ) 道路の整備にあたっては、災害に強い道路施設の整備を推進し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策を実施します。
- (ウ) 橋りょうについては、構造的または架橋条件等の視点から耐震補強の必要性を検討し、必要性が高い橋りょうから順次、耐震補強を実施します。

3) 災害時に活用可能な空間・施設の確保

主要な防災空間である道路・河川・公園・緑地などの適切な配置や、公共施設の防災拠点化（避難所・物資供給拠点としての利用）を図り、災害時に活用可能な空間・施設の確保に努めます。

4) 災害廃棄物処理

災害時において、倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理・処分方法を、小山広域保健衛生組合と連携して確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分に努めます。

